



神奈川県
環境農政局環境部大気水質課

平成27年度版

かながわの 化学物質対策

神奈川県化学物質対策レポート

～各法令に基づく取組とデータ～



平成28年2月

はじめに

現在、国内で原材料や製品などとして流通している化学物質は数万種類に上ると言われており、製造業をはじめ農業、建設業など、あらゆる事業活動において広く使用されています。

化学物質は、私たちの日常生活で便利に使われていますが、化学物質といわれるものの中には、大気、水などの環境中に排出され、人の健康や生態系に影響を及ぼす有害な物質も知られています。

国、県では、化学物質によるこうした影響を防ぐため、法律や条例により、事業所からの排出を規制したり、事業者による自主的な排出削減対策を促進するなどの化学物質対策を進めています。

この冊子は、事業者の方々や県民のみなさんに化学物質対策について理解を深めていただき、事業活動や化学物質による環境リスク低減のための暮らしの見直しの参考にしていただくことを目的として、化学物質に関する制度の概要や排出状況、ダイオキシン類測定データなどをとりまとめたものです。

この冊子を事業者、県民、県や市町村などがそれぞれの立場で活用していただき、化学物質対策を社会全体で協力して進めていくことができれば幸いです。

平成28年2月

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

一 目 次



【第一編 化学物質対策のあらまし】

1 化学物質とは	1
2 化学物質の有害性と環境リスク	2
3 化学物質の環境リスクを減らすために	3

【第二編 環境リスクを減らすための法令の枠組みや取組】

第一章 事業者の自主的な取組の促進による環境リスクの低減

1 化管法について	5
2 P R T R 制度の活用	10
○ コラムのページ～リスクコミュニケーションってなに？～	11
3 県生活環境保全条例について	12

第二章 ダイオキシン類対策の取組による環境リスクの低減

1 ダイオキシン法について	14
2 ダイオキシン類対策の取組	16

第三章 事業者の排出削減に対する取組

【第三編 各種データ集】

第一章 化管法及び県生活環境保全条例に基づく届出及び集計結果

1 化管法に基づく平成25年度の化学物質届出状況	25
○ さらに一步進んで～神奈川県全体で排出された化学物質の量～	33
2 県生活環境保全条例に基づく化学物質削減の取組	34
○ さらに一步進んで～平成25年度の神奈川県全体の報告データ～	38

第二章 ダイオキシン類調査の結果

1 排出量の推移	39
2 常時監視等環境調査の結果	39

【第四編 私たちにできること】

○ 一人ひとりができる取組	50
○ ～番外編～ 環境にやさしい製品の見つけ方	51

【参考事項】

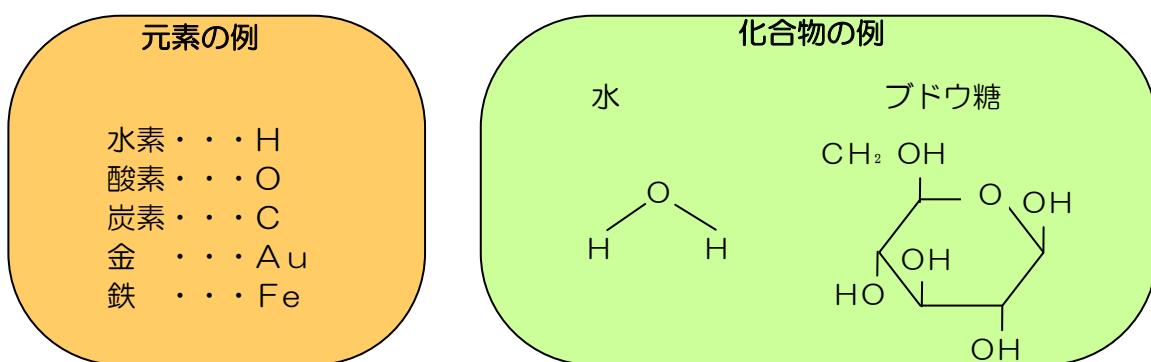
○ もっと知りたいときには	52
---------------	----

第一編 化学物質対策のあらまし

1 化学物質とは

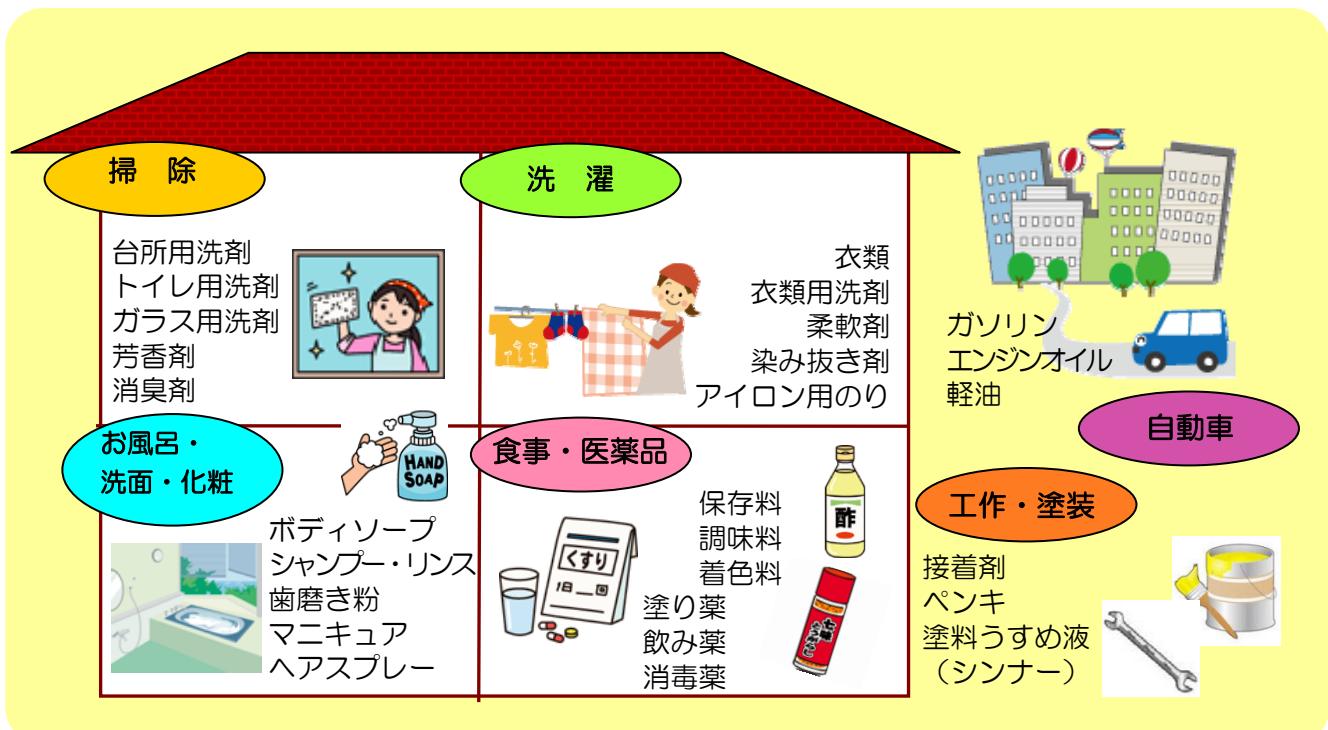
私たちの身のまわりにあるものは、私たちの体も含め、すべて化学物質でできています。

化学物質を化学的に分解すると、それ以上簡単には分解できない「元素」と呼ばれる、物質を構成する最小単位になります。また、2種類以上の元素が組み合わさってできている物質を「化合物」といいます。



化学物質には、塩や酒などの天然由来のもの、プラスチックや洗剤などの人工的に作られるもの、そして焼却で発生するダイオキシン類のような非意図的に生成されるものがあります。

私たちの身のまわりにはどのような化学物質があるのでしょうか。次の図を見てみましょう。



私たちの生活は、化学物質の有用性に支えられています。

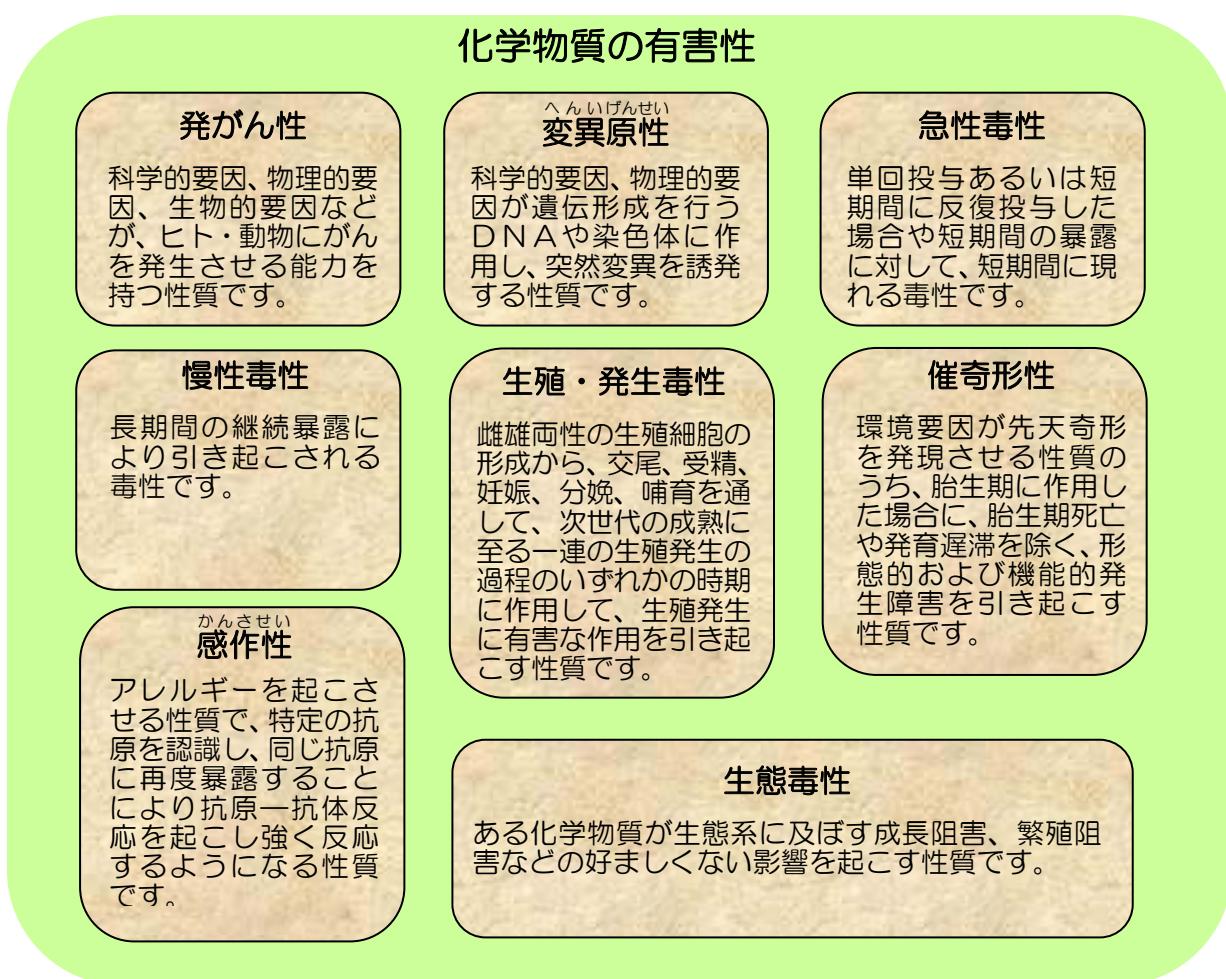
一方、化学物質は、工場などで製造され、私たちが使用し、捨てるまでの場面で、健康や生態系に悪い影響（環境リスク）を与える場合があります。この化学物質の環境リスクとどう向き合うかが重要な課題となります。

2 化学物質の有害性と環境リスク

(1) 化学物質の有害性

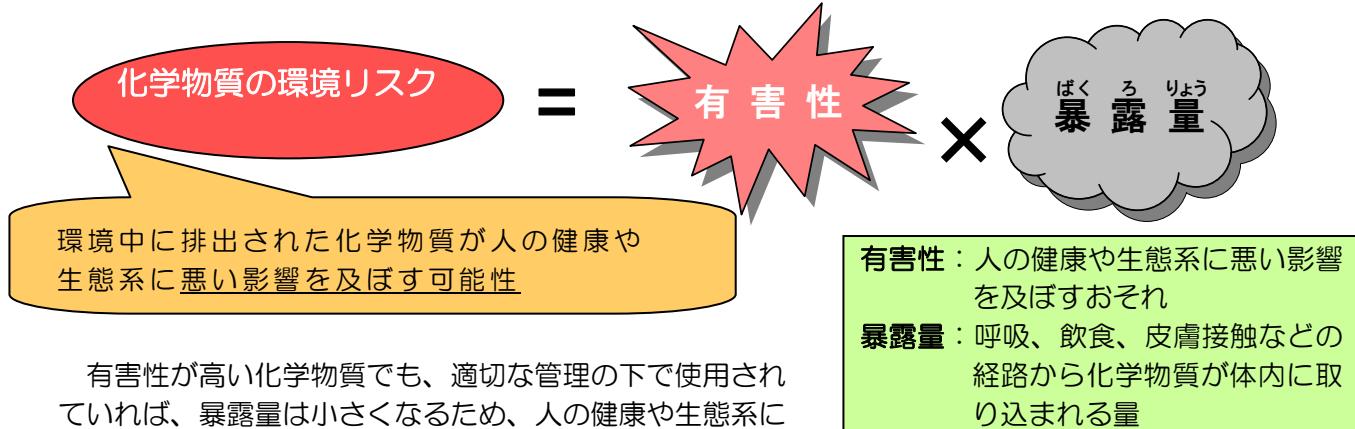
化学物質の有害性とは「人の健康を損なうおそれ」、「動植物の生息もしくは生育に支障をおぼすおそれ」など、直接又は間接的に悪い影響を与える性質のことといいます。

人や生態系に影響を及ぼす代表的な化学物質の有害性には、次のようなものがあります。



(2) 環境リスクの考え方

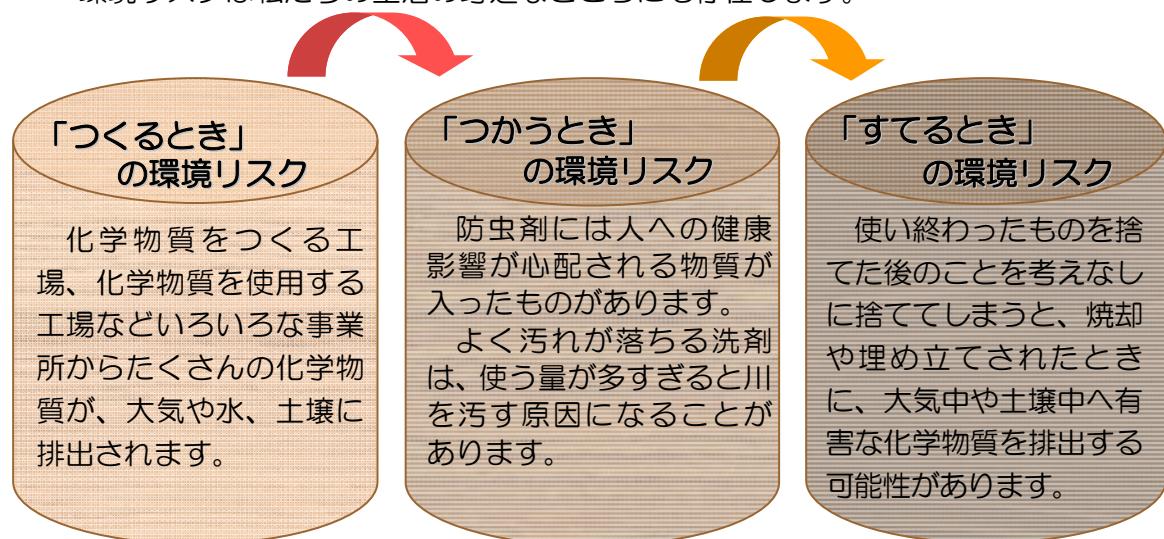
化学物質の環境リスクの大きさは、次のように有害性と暴露量の積で表されます。



有害性が高い化学物質でも、適切な管理の下で使用されていれば、暴露量は小さくなるため、人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性は低くなります。

(3) 様々な場面での環境リスク

環境リスクは私たちの生活の身近なところにも存在します。



参考文献：「わたしたちの生活と化学物質」環境省
「化学物質 対話でリスクをへらしていこう」経済産業省

3 化学物質の環境リスクを減らすために

化学物質の環境リスクを減らすにはどうしたらよいのでしょうか？

行政、事業者、県民の3者の視点から考えてみましょう。

(1) 行政の取組

国や県では、次のアやイの手法により、化学物質による環境リスクの効果的な低減を図っています。

ア 有害な化学物質に対する個別の規制

行政は、以下の法令等により、有害な化学物質に対し、個別の基準を設けて環境中への排出などについて規制を行っています。（→4ページ）

国

大気汚染防止法
水質汚濁防止法
土壤汚染対策法

ダイオキシン
類対策特別措
置法

神奈川県

県生活環境保全条例

イ 事業者による自主的な化学物質排出削減の取組を促進する手法

行政は、事業者による自主的な取組を促進するための仕組みづくりを行っています。

国

化管法(P R T R 法)

化学物質の環境への排出状況などを把握する仕組みです。
→5ページで詳しく解説します。

神奈川県

県生活環境保全条例

事業者に化学物質の管理目標などの作成と削減実績の報告を義務付け、自主的な化学物質排出削減の取組を促進しています。
→12ページで詳しく解説します。

(2) 事業者の取組

12~13、23~24ページをご覧ください。

(3) 県民の取組

50~51ページをご覧ください。

(4) 行政・事業者・県民の相互の取組

11ページをご覧ください。

事業所等で使用・排出される化学物質は、図のように、各種の法令等により規制されています。

化学物質に関する主な規制

事業活動からの環境への排出に関する規制

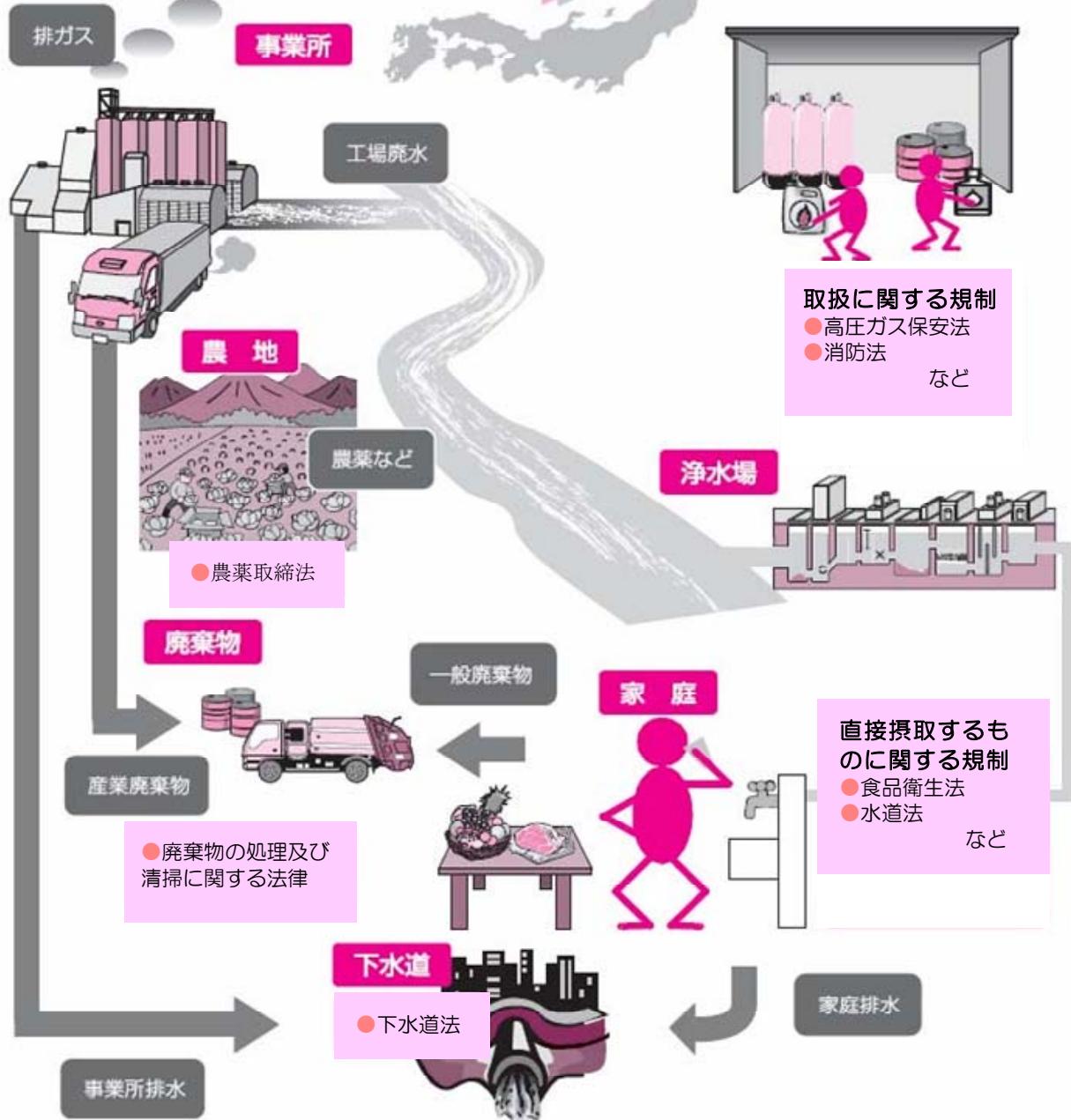
- 大気汚染防止法
 - 水質汚濁防止法
 - 土壤汚染対策法
 - ダイオキシン類対策特別措置法
 - 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- など

事業者による自主的な取組の促進

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

製造・輸入に関する規制

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 毒物及び劇物取締法



第二編 環境リスクを減らすための法令の枠組みや取組

第一章 事業者の自主的な取組の促進による環境リスクの低減

1 化管法について

国では、有害なおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11年7月に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」といいます。）を制定しました。

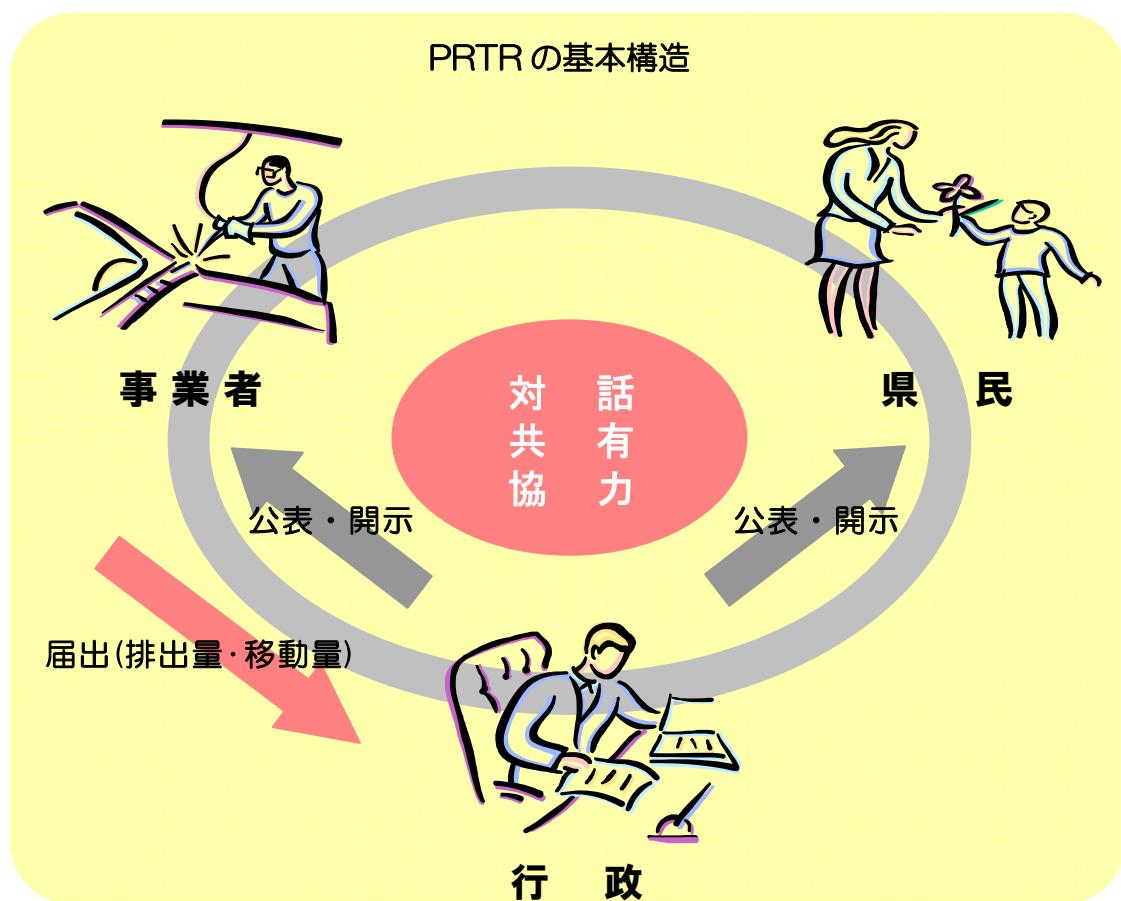
化管法は、化学物質の環境への排出量などの把握（PRTR制度）並びに事業者による化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供（SDS制度）から成り立っており、この2つの制度が車の両輪となって、事業者による化学物質の管理の改善を進める仕組みとなっています。

化管法の制定によって、私たちは化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能になりました。

(1) PRTR制度について

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたなどを事業者が自ら把握し、毎年、都道府県などを経由して国に届け出るとともに、国がその届出データや推計に基づき、排出量・移動量を公表する仕組みです。

この制度は、1970～80年代にオランダやアメリカで導入が始まりましたが、平成4(1992)年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で採択された、持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ21」の中で、化学物質のリスク削減の手法として位置付けられました。



■ PRTR の対象化学物質

● 化管法第一種指定化学物質（462 物質）

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- ・人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

特定第一種指定化学物質（15 物質）

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等があると評価されているもの
(石綿、ベンゼンなど)

→32 ページに県内で排出量が多かった 10 種類の化学物質を紹介しています。

■ PRTR の対象事業者

PRTR 制度の対象化学物質を製造している、もしくは原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や環境中へ排出している事業者のうち、次の 3 つの条件をすべて満たす事業者が対象となります。

● 対象業種 …… 次に示す 24 業種

対象の 24 業種

金属鉱業 原油及び天然ガス鉱業 製造業 電気業 ガス業 熱供給業
下水道業 鉄道業 倉庫業 石油卸売業 鉄スクラップ卸売業
自動車卸売業 燃料小売業 洗濯業 写真業 自動車整備業
機械修理業 商品検査業 計量証明業 一般廃棄物処理業
産業廃棄物処分業 医療業 高等教育機関 自然科学研究所

● 従業員数 … 常時雇用している人が 21 人以上

● 取扱量* … 対象化学物質の年間取扱量が 1 トン以上 (特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上)

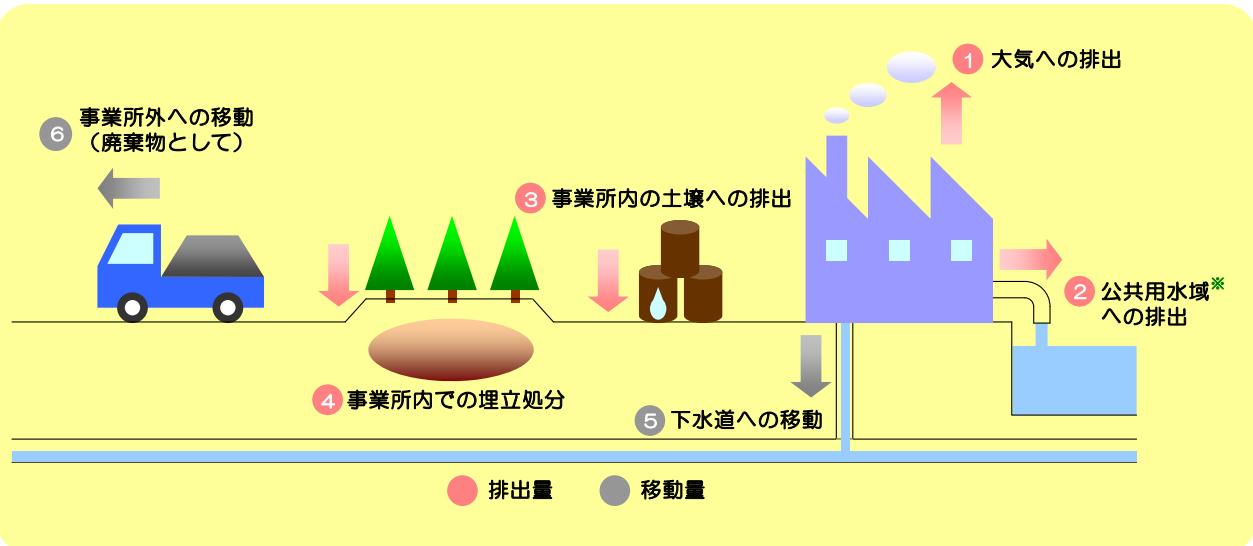
* 下水道終末処理施設（下水道業）や一般廃棄物処理施設（一般廃棄物処理業）、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処分業）などは特別要件施設といい、これらを設置している事業者については、取扱量の下限はありません。

■ PRTR の届出内容

対象事業者は、年に一度、対象化学物質について、前年度の事業所ごとの排出量と移動量を把握し、都道府県などを経由して国に届け出ることが義務付けられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、次の図の①から④に分けられています。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどで移動する第一種指定化学物質の量のこと、次の図の⑤と⑥に分けられています。



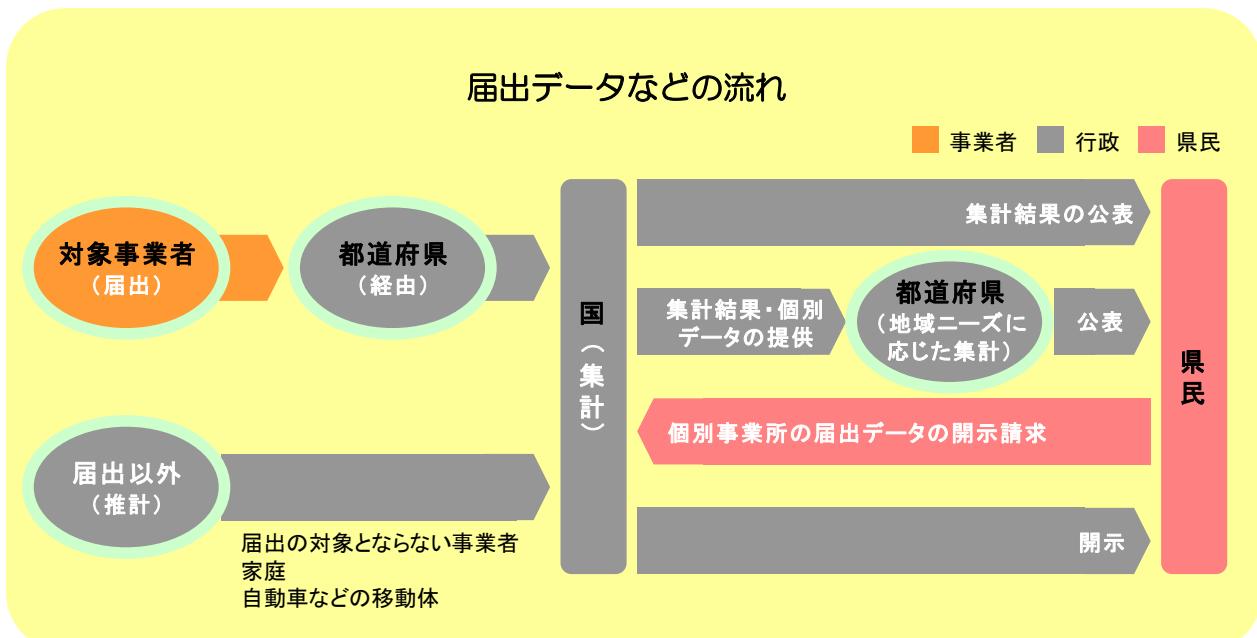
* 公共用水域：ここでは、河川や湖沼、海などをいいます。

■ PRTR データの集計・公表

国は、事業者から届け出られた排出量と移動量の集計と、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車など（以下「移動体」といいます。）からの排出量の推計を行い、公表します。

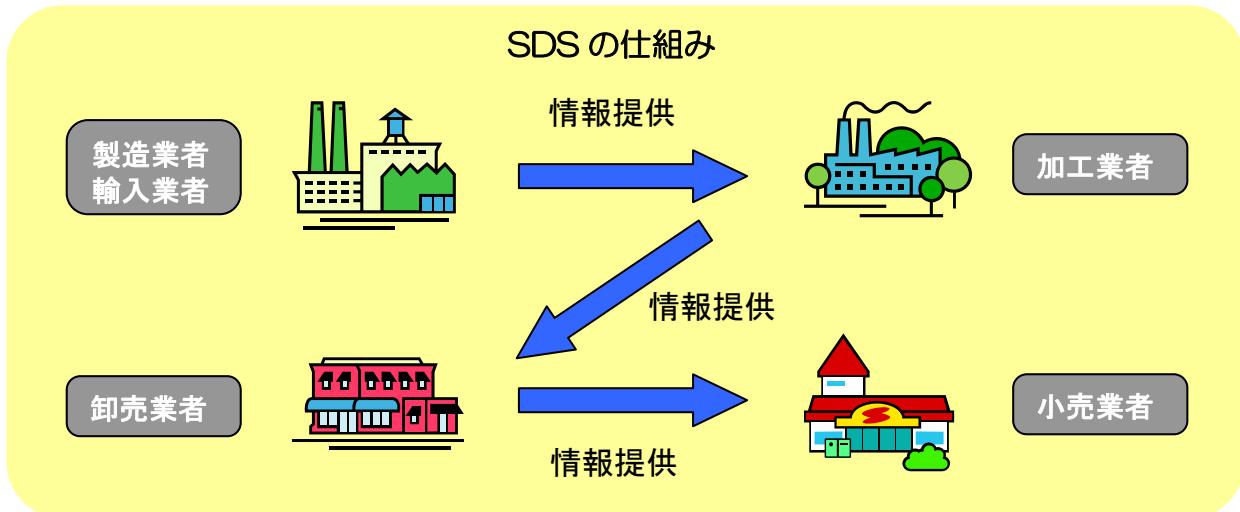
また、県は、国から提供されたデータを基に、県内の排出量などの状況について独自に集計を行い、公表しています。

なお、集計結果の概要は、25 ページ以降に掲載してあります。



(2) SDS 制度について

事業者が自ら取り扱う化学物質を適切に管理するためには、取り扱う原材料や資材などの有害性や取扱上の注意などについて把握しておく必要があります。このため、化管法では PRTR 制度のほかに、SDS 制度を定めています。SDS (Safety Data Sheet) とは「安全データシート」のことです。SDS 制度は対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務付ける仕組みです。



■ SDS の対象化学物質

● 化管法第一種指定化学物質（462 物質）

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- ・人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

● 化管法第二種指定化学物質（100 物質）

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加などがあった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

■ SDS の対象事業者

業種、常用雇用者数及び年間取扱量に関係なく、他の事業者と第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品を取引するすべての事業者が対象となります。

■ SDS の記載内容

SDS で提供しなければならない情報は、次の【SDS の記載項目】に掲げる 16 項目です。

SDS はメーカーによっては、ホームページに公開していることもあります。

また、経済産業省のホームページに記載例などが掲載されています。

経済産業省のホームページ「SDS 制度 作成・提供方法」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html

SDS の対象となる化学物質を含む製品でも、含まれている濃度が一定以下のものや家庭用の製品などは、SDS を提供する必要がありません。例えば、同じ成分を含む洗剤でも、業務用であれば SDS を提供する必要がありますが、家庭用であれば必要がありません。

【SDS の記載項目】

- | | |
|----------------|---------------|
| ● 化学品及び会社情報 | ● 物理的および化学的性質 |
| ● 危険有害性の要約 | ● 安定性および反応性 |
| ● 組成および成分情報 | ● 有害性情報 |
| ● 応急措置 | ● 環境影響情報 |
| ● 火災時の措置 | ● 廃棄上の注意 |
| ● 漏出時の措置 | ● 輸送上の注意 |
| ● 取扱いおよび保管上の注意 | ● 適用法令 |
| ● ばく露防止および保護措置 | ● その他の情報 |

■ GHSとは

様々な化学物質が世界中に流通しているなか、国際的に調和された化学品の分類・表示方法が必要であるとの認識のもと、2003年7月に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」が、国連において採択されました。この「世界調和システム（The Globally Harmonized System）」の頭文字を取って、一般的には「GHS」と呼ばれています。

GHSは、全ての化学品を対象とし、危険有害性（ハザード）に基づいて分類することを基本的な考え方としており、「化学物質および混合物の有害性を判定するための基準」と、「絵表示等を含む安全データシート（SDS）などによる危険有害性の情報伝達に関する事項」が示されています。

■ GHSに基づく情報提供（SDS、ラベル）

化管法では、SDSによる情報伝達の方法として、GHSとの整合を図り、JIS Z7253に適合した記載を行うよう努めることを省令において規定しています。また、JIS Z7253に適合したラベル表示による情報提供を行うことが努力義務となり、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から適用となりました。ラベルには危険有害性を表す絵表示を掲載することとなっています。

＜絵表示＞



※ 参考資料：経済産業省のホームページ「SDS制度 作成・提供方法」

2 PRTR制度の活用

PRTR制度は、事業所からの届出データの集計、公表、開示を通じて、事業者・県民・行政といった社会を構成するさまざまな人々が、情報を提供し合い、共有し、化学物質に関する理解を深めることにより、事業者の自主的な取組による化学物質の排出削減を促し、化学物質による環境リスクの低減を進めていくものです。このPRTR制度の導入により、事業者、行政そして県民は、届出データをどのように活用していくことができるのでしょうか。

● 事業者ができること

自らが排出している化学物質の量を把握することができ、この排出量のデータを評価することによって、排出削減に向けた化学物質の自主的な取組を推進することができます。

↓ さらに・・・

- PRTR制度の届出データとシミュレーションソフトを活用して、事業所周辺の環境リスクの評価が可能です。
- PRTR制度の届出データを自ら公表し、事業所周辺の住民とのリスクコミュニケーション*に活用することができます。

● 県民ができること

国や県などが公表しているデータを見ることで、身近で排出されている化学物質の種類や量、どこに排出されているかなどを知ることができます。

この「知ること」、そして「関心をもつこと」は大切なことであり、これをきっかけに、事業者や行政が提供する情報を積極的に集め、分からぬことや疑問に思ったことを調べたり、リスクコミュニケーション*に参加もしくは企画をしたりすることができます。

さらに、県民自身が製品の無駄遣いをしないなど日々の暮らしを見直し、社会全体で化学物質による環境リスクを減らす取組につなげていくことができます。→50~51ページ

● 行政ができること

全県（地域）で排出されている化学物質の量を把握することができます。そして、対策の必要性や優先順位の決定、政策の立案や実施、これらの効果の把握に活用できます。

また、環境モニタリング調査の効果的な実施、化学物質の環境リスク評価などにも活用できます。

→事業者に対して

- 問題が発生した時の原因究明、指導、助言などに活用できます。
- 排出削減を含む自主的な取組の促進や、リスクコミュニケーション*の推進のための手引き、資料などに利用できます。

→県民に対して

- 地域に密着したPRTR制度の届出データの提供を行うことができます。
- PRTR制度の届出データを活用した化学物質に関する資料を作成することができます。

*・・・次のページのコラムで解説します。

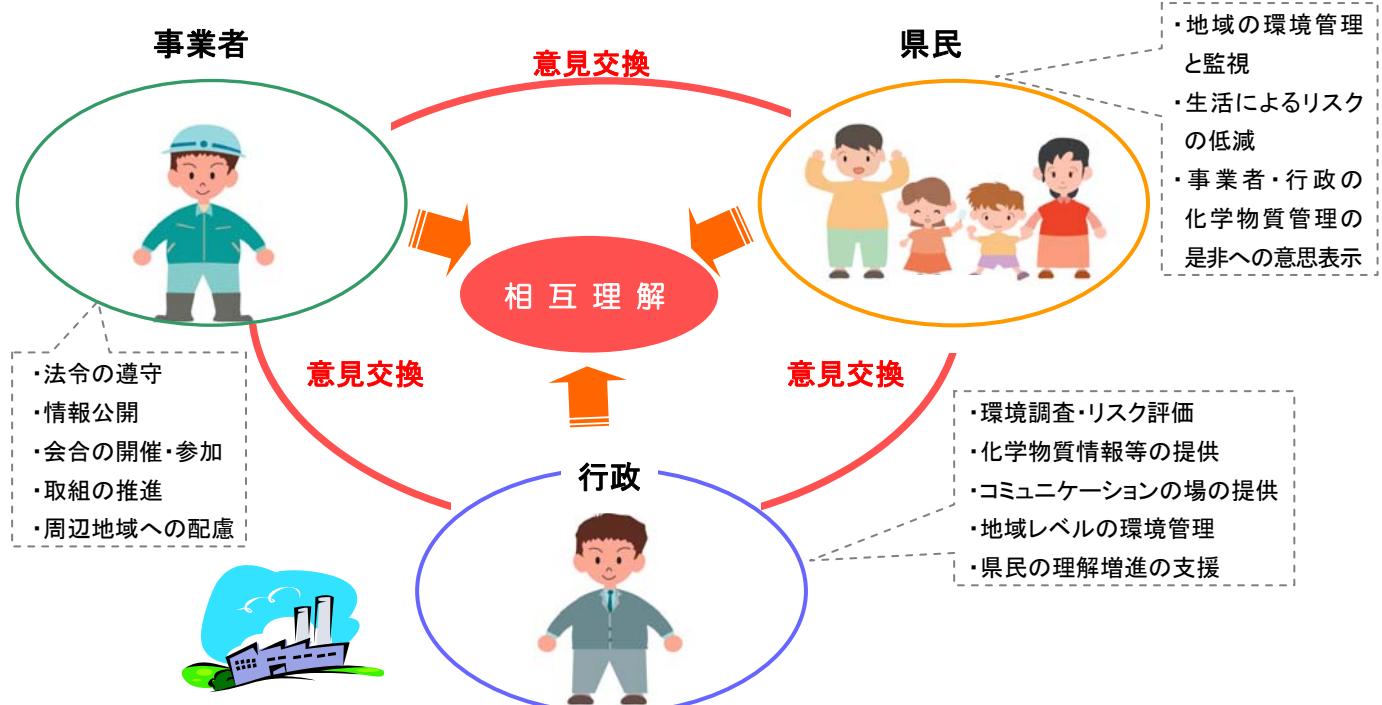
コラムのページ

～リスクコミュニケーションってなに？～

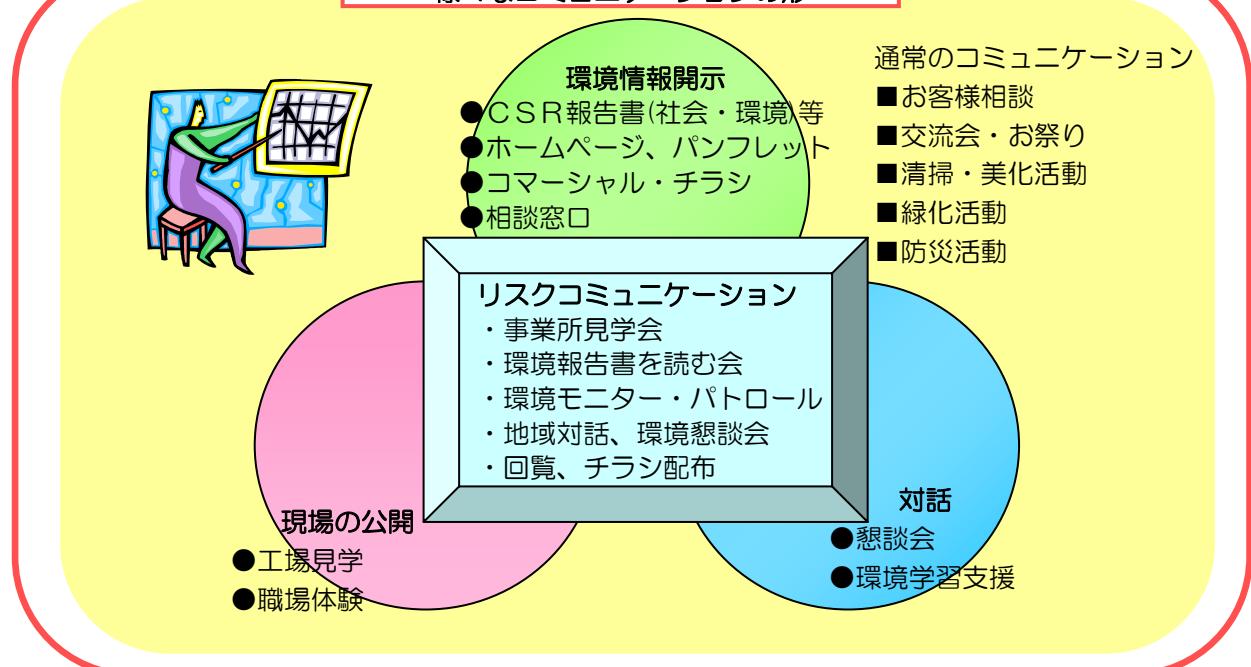
人々の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を低減させていくためには、化学物質に関する情報や知識を県民・事業者・行政が共有することが重要になります。こうして化学物質に関して、お互い意見交換などを行い、意思疎通を図っていくことを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

リスクコミュニケーションを行うにあたって、その形態は様々です。県民・事業者・行政がお互いにコミュニケーションを図ることができれば、形式にはこだわらず、通常のコミュニケーションから展開していくっても良いのです。

リスクコミュニケーションの概要



様々なコミュニケーションの形



※ 参考資料:平成23年度化学物質総合評価管理研修資料 ((独)製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター)

3 県生活環境保全条例について

神奈川県では、平成 10 年 4 月に施行した神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」といいます。）で、個別法令による規制のない物質も含めた化学物質について、事業者による自主的な取組を基本とした独自の規定を定めました。

その後、平成 11 年 7 月に化管法が公布され、国による化学物質の自主的な取組の促進に関する仕組みが整ってきたことを踏まえ、県では、平成 16 年 3 月に条例の一部を改正し、新たに事業者による化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価の仕組みや、化学物質の管理目標などの作成、報告とその情報提供の仕組みを創設しました。また、平成 23 年 7 月には、事業者の環境保全における自主的取組等を促進するための一部改正を行い、事業者による自主的な化学物質に関する情報の収集や報告の仕組みを創設しました（改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を以下「改正条例」といいます。平成 24 年 10 月 1 日に施行しました。）。

なお、現在、横浜市と川崎市は、条例の適用外となっており、各市独自の条例に基づいて、事業者による自主的な取組の推進に取り組んでいます。

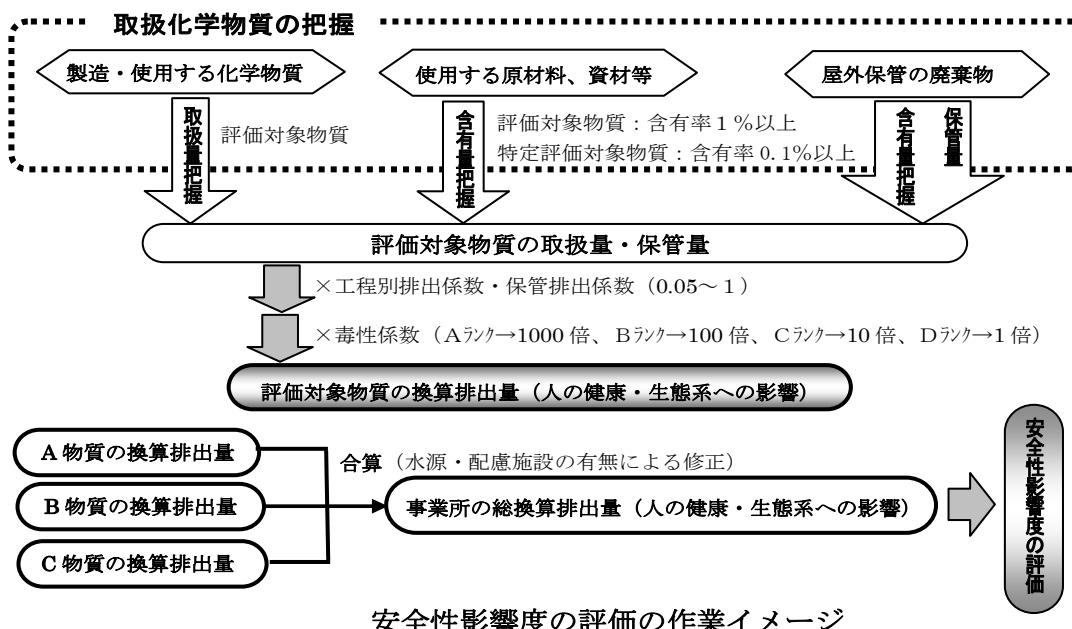
（1）化学物質の適正管理（事業者による自主的な取組のための項目）

事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、自主的に化学物質の適正な管理に努めなければなりません（条例第 39 条）。県では、この自主的な取組のための基本的な事項を「化学物質の適正な管理に関する指針」により定めています。

平成 16 年 3 月の「化学物質の適正な管理に関する指針」の改正の際、事業所における適正管理事項の中に、新たに「県民の理解の増進」を追加し、事業者による県民への情報の提供や問い合わせの受付窓口の設置など、県民の理解を深めるために必要な体制の整備を定めました。

（2）化学物質の安全性影響度の評価（事業者による自主的な取組のための評価方法）

公害を発生させるおそれの高い事業所として条例第 2 条第 12 号に規定する指定事業所を設置する事業者は、事業所から環境中に排出される各々の化学物質の量とその毒性係数（化学物質ごとに人の健康への影響及び生態系への影響の大きさを、それぞれ 4 つのランクの重み付けで定めたもの）に基づいて安全性影響度を評価し、その低減に努めなければなりません（条例第 40 条の 2）。安全性影響度の評価の作業を図示すると、次のようになります。



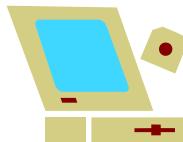
事業者は、化学物質の安全性影響度の評価を行うことで、自らが使用している化学物質の有害性を認識することができるとともに、化学物質や使用している工程ごとに、人の健康や生態系への影響を数値化できるため、化学物質対策を効果的に行うことができます。

(3) 化学物質管理目標などの報告（事業者による管理目標や達成状況の報告）

化管法のPRTR制度の対象事業者は、対象化学物質（第一種指定化学物質）について化学物質管理目標※を作成し、目標及びその達成状況などを県に報告しなければなりません。県は、事業者からの報告を取りまとめ、公表しています（条例第42条）。

この報告制度は平成17年度から始まり、平成27年9月に10回目のデータを取りまとめ公表しました。公表結果「平成26年度化学物質管理目標等報告の概要」は、神奈川県のホームページ「化学物質対策とPRTR」で確認することができます。

なお、報告結果の概要是34ページ以降に掲載してあります。



：平成26年度化学物質管理目標等報告の概要

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p950531.html>

※ 化学物質の排出量や移動量、使用量を何年間でどれだけ、どうやって削減していくかという目標をいいます。

化学物質管理目標などの報告とPRTR制度に基づく届出の比較

	化学物質管理目標などの報告 (条例)	PRTR制度に基づく届出 (化管法)
対象事業者	同じ	
届出・報告する物質	同じ	
届出・報告する内容	化学物質の取扱量（製造量・使用量）、化学物質管理目標、化学物質管理目標の達成状況	化学物質の排出量、移動量

条例の化学物質管理目標などの報告事項と化管法のPRTR制度に基づく届出データを合わせることにより、県や市町村の化学物質の動きを把握することができます。また、排出量などの削減目標と、その達成状況を確認することにより、事業者が取り組んでいる化学物質の環境リスクを減らすための取組の成果を把握することができます。

(4) 化学物質情報の提供（県による化学物質の情報提供）

県は、事業者に対しては、化学物質を適正に管理するための情報を、県民に対しては、事業者による化学物質対策の取組や排出状況などの情報を提供しています（条例第41条）。

● 事業者に向けた情報提供：「化学物質安全情報システム(kis-net)」

法律や条例の規制などがある物質について、化学物質を取り扱っている事業所において適切な管理を行うために必要な物性、有害性などの基礎的な情報を提供しています。4,000種以上の化学物質の情報が登録されており、事業者の方以外にも幅広く利用されています。

：「化学物質安全情報システム(kis-net)」

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/index.htm>

● 県民に向けた情報提供

神奈川県のPRTR届出データや条例の報告事項などを提供しています。

：「化学物質対策とPRTR」 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/>

：「かながわPRTR情報室」 <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/>

(5) 化学物質の自主的な管理の推進等（事業者による化学物質に関する情報の収集及び報告）

平成23年7月の条例改正により、平成24年10月1日以降、事業者は、事業所で製造等を行う化学物質に関する情報の収集及び整理に努めることとなりました（改正条例第42条の2）。また、指定事業所の設置者は、3年ごとに、使用等を行う特定有害物質の種類及び使用期間等について、県に報告することとなりました（改正条例第42条の3）。

このように、定期的な報告制度を導入することにより、事業者による恒常的な自己チェックが促進され、化学物質の履歴管理の徹底につながります。

第二章 ダイオキシン類対策の取組による環境リスクの低減

1 ダイオキシン法について

(1) ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、落雷や噴火によって起こる山火事等により、自然界でも発生することがあるといわれていますが、そのほとんどは、ごみ等の焼却、金属の精錬工程、薬品の製造工程等といった人間の社会活動の中で、意図しない副生成物（非意図的生成物）として生成されたものです。

このようにして生成されたダイオキシン類は、燃焼排ガスや排水、製品中の不純物として環境中へ排出され、大気や水、土壤から直接、あるいは食物を通じて人の体内に取り込まれます。環境中へ排出されたダイオキシン類は分解されにくく、食物連鎖を通じて生物濃縮されやすい性質があります。

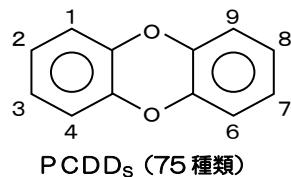
ダイオキシン類の毒性は、「青酸カリよりも強く、人工物質としては最も強い」と言われることがあります。しかし、この毒性は、私たちが日常生活の中で食物などから摂取するダイオキシン類の量より、数十万倍多い量を一度に摂取した時の急性毒性のことです。通常、私たちの日常生活ではこれほどのダイオキシン類を摂取することは考えられません。

また、現在の我が国の通常の環境の汚染レベルでは、ダイオキシン類によって、がんになるリスクはほとんどないと考えられます。

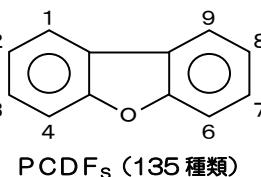
■ ダイオキシン類の構造

ダイオキシン類の構造についてみると、次の3物質群（単一の物質でないため、「物質群」としています。）があります。

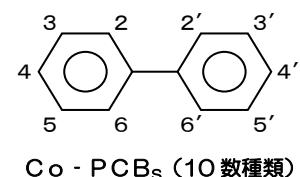
- (1) ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（「PCDD」と略します。）
- (2) ポリ塩化ジベンゾフラン（「PCDF」と略します。）
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル（「Co-PCB」と略します。）



PCDD_s (75種類)



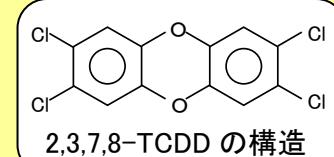
PCDF_s (135種類)



Co - PCB_s (10数種類)

ダイオキシン類の構造式
(数字の付いた炭素原子に塩素原子または水素原子が結合)

上図の1～9及び2'～6'の数字の付いた位置には塩素または水素が結合しており、この結合している塩素の数と位置の違いによって形が変わるために、ダイオキシン類には200種類以上の仲間（これを「異性体」といいます。）があります。毒性の強さはこの種類の違いによって大きく異なり、最も毒性が強いダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)であるとされています。



2,3,7,8-TCDD の構造

■ 毒性等価係数・毒性等量

環境中に存在するダイオキシン類は、複数の種類の仲間が混在していますが、この種類の違いによって毒性の強さが大きく異なります。そこで、毒性を評価するときには、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDを1として、各異性体の毒性に対応した毒性等価係数をかけ、それらを合計した値を用いて評価します。この値を毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent Quantity)と言い、濃度にTEQを付記します。PCDD、PCDF及びCo-PCBのうち、毒性があるとみなされているのは29種類であり、これらについて毒性等価係数が定められています。

(2) 規制対象

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」といいます。）では、排出ガスの規制がある施設として廃棄物焼却炉等 5 種類の施設、排出水の規制がある施設としてパルプ製造用漂白施設等 19 種類の施設が指定されており、これらの施設を「特定施設」と呼びます。また、特定施設を有する工場・事業場（これらを「特定事業場」と呼びます。）に規制がかかります。

(3) 規制内容

ダイオキシン法では、特定施設の設置や変更をするときなどに届出をすること、排出ガス及び排出水の排出基準を遵守すること、排出ガスなどの濃度測定をして都道府県等に報告することなどの規制をしています。

また、都道府県等は、特定事業場から報告のあった排出ガス濃度などの結果を公表すること、大気環境などの調査を実施して公表することとされています。

なお、特定事業場から報告のあった結果の概要については 20 ページ以降に、大気環境などの調査結果については 39 ページ以降に掲載しています。

〈ダイオキシン類の排出基準等〉

特定施設からの排出規制は、ダイオキシン法によって定められており、廃棄物焼却炉については次のとおり基準が定められています。

廃棄物焼却炉の排出等の基準

廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上、又 は焼却能力が50kg/時以上)	施設規模 (焼却能力)	新設 ^{*1}	既設 ^{*1}
大 排 出 基 準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{*3}	4t/時以上	0.1	1
	2~4t/時	1	5
	2t/時未満	5	10
水 排 出 基 準 (pg-TEQ/L) ^{*3}	10		
ばいじん及び焼却灰 その他の燃え殻の処分基準 (ng-TEQ/g) ^{*3}	3 ^{*2}		

※1 「新設」とは、ダイオキシン法の施行（平成 12 年 1 月 15 日）以降に設置されたもので、「既設」とは、ダイオキシン法の施行の際、既に設置されていたものまたは設置の工事がされていたものです。

ただし、大気汚染防止法の届出対象となる廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m² 以上又は焼却能力 200 kg/時以上）については、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置されたものが「新設」となります。

※2 平成 12 年 1 月 15 日までに設置された施設の場合、セメント固化等の処理を行うことにより、処分基準の適用が除外されます。

※3 重さの単位について

ng (ナノグラム) : 10 億分の 1 グラム

pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム

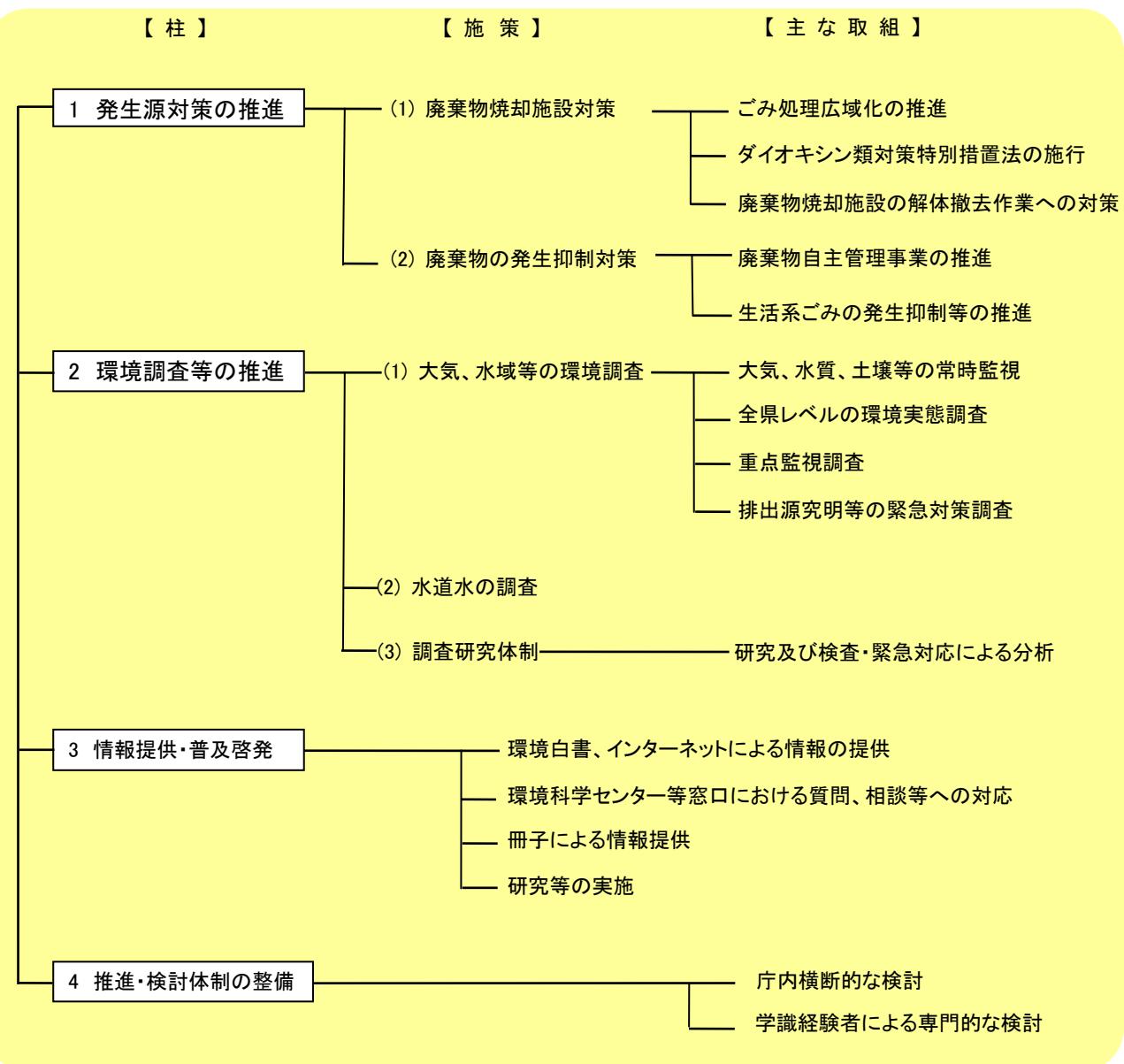
2 ダイオキシン類対策の取組

(1) 本県の取組

県（ダイオキシン法政令市及び廃棄物処理法政令市^{*}を除く）では、ダイオキシン法や廃棄物処理法に基づいた規制を始めとして、次のような取組を行っています。

※ 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ダイオキシン法及び廃棄物処理法では、政令に基づき、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市はそれぞれの市内の対策を受け持つこととなっています。これら4市をダイオキシン法政令市又は廃棄物処理法政令市といい、県域の内、ダイオキシン法政令市又は廃棄物処理法政令市の市域以外の区域を「県所管域」といいます。なお、これら4市のダイオキシン類対策の取組を次ページに掲載しています。



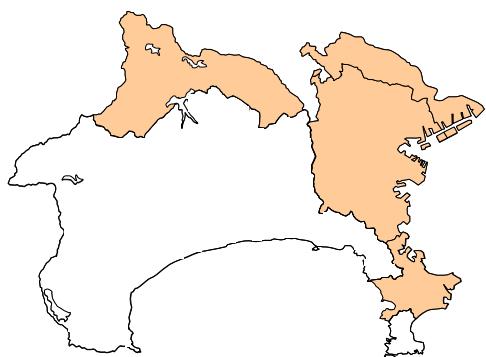
県のダイオキシン類対策のあらまし

(2) 政令市の取組

ダイオキシン法政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市における平成26年度の取組を紹介します。

	横 浜 市	川 崎 市
環境モニタリング	1 一般環境大気調査 定点測定：6地点（年4回測定） 2 水質調査 河川10地点、海域6地点、地下水6地点 （河川・海域 隔年1回測定） 3 底質調査 河川10地点、海域6地点 （河川・海域 隔年1回測定） 4 土壤調査 10地点（年1回測定）	1 一般環境大気調査 定点測定：3地点（年4回測定） 2 ごみ処理センター周辺環境大気調査 12地点（年2回測定） 3 公共用水域（河川・海域）調査 河川（水質）7地点、 海域（水質及び底質）5地点 （年1回測定） 4 地下水調査 地下水質10地点（年1回測定） 5 土壤調査 市内公園10地点（年1回測定）
監視指導	1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、 次のような立入調査を行っています。 (1) 焼却炉…排出ガス（14施設）、焼却灰・ 集じん灰等調査（6施設、17検体） (2) 事業場排水調査（17事業場） 2 産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出液・放流水について21検体、周縁地下水 について15検体の調査を実施しています。 3 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基 づき、焼却施設の解体工事を施工しようとす る事業者からの届出を義務づけ、解体工事によ るダイオキシン類等の汚染防止について指導し ています。（平成26年度届出件数6件）	1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 ダイオキシン法、川崎市公害防止等生活環境 の保全に関する条例等に基づき、次のような監 視・指導を行っています。 (1) 立入検査 ア ダイオキシン法及び市条例に基づく立 入検査 イ 排出ガス（10検体）、排出水（4検体 ）のダイオキシン類の検査 (2) 自主測定の実施及び測定結果の報告の指 導 2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけ るダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基 づき、解体工事を実施する事業所に対し指導して います。（平成26年度届出件数9件）
その他	1 市の焼却施設における対応 焼却工場では、高温焼却と連続運転を実施し てダイオキシン類の発生を抑制するとともに、 排ガス処理設備で発生したダイオキシン類を除 去しています。 2 環境科学研究所における測定分析・調査 大気、水質、底質などについて、測定分析・ 調査・研究を行っています。 3 公表及び啓発 (1) 廃棄物焼却施設の解体工事に関するパンフ レットの作成配布 (2) 測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果など を、インターネットのホームページ等により 公表しています。	1 市のごみ処理センター及び廃棄物埋立地に おけるダイオキシン類排出実態調査 4処理センターのごみ処理施設から排出さ れるダイオキシン類（排出ガス、排出水、ばい じん等）及び廃棄物埋立地から排出されるダイ オキシン類（放流水）の実態把握を継続して調 査しています。 2 公表及び啓発 (1) パンフレットの配布 (2) 自主測定結果等の公表 環境調査結果、事業所での自主測定結果に について、インターネットのホームページ等に より公表しています。 (3) 市内の排出インベントリーの公表 排出インベントリーを算出し、インターネ ットのホームページ等により公表しています。

	相模原市	横須賀市
環境モニタリング	<p>1 大気調査 一般環境3地点（年2回測定）、焼却施設が立地する地域4地点（年2回測定）</p> <p>2 水質調査 河川6地点、湖沼〇地点、地下水8地点（年1回測定）</p> <p>3 底質調査 河川6地点、湖沼〇地点（年1回測定）</p> <p>4 土壤調査 8地点（年1回測定）</p>	<p>1 一般環境大気調査 4地点（年2回測定）</p> <p>2 水質調査 河川3地点、地下水4地点（年1回測定）</p> <p>3 底質調査 河川3地点（年1回測定）</p> <p>4 土壤調査 市内公園4地点（年1回測定）</p>
監視指導	<p>1 廃棄物処理施設に対する指導 法令に基づく指導を実施するとともに、ダイオキシン類の調査を行っています。 廃棄物焼却施設 排出ガス（6施設）、焼却灰（5施設）、ばいじん（4施設）</p> <p>2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 廃棄物焼却施設の解体に当たっては「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導を行っています。</p>	<p>1 特定施設等に対する調査指導 関係法令に基づきダイオキシン類発生施設に対して削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。</p> <p>(1) 立入調査 廃棄物焼却施設、下水道終末処理施設、廃棄物最終処分場</p> <p>(2) 自主測定、排出基準の遵守及び施設の適正な維持管理の指導</p> <p>2 廃棄物焼却施設の解体工事等への指導 廃棄物焼却施設の解体や改修において、「横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。</p>
その他	<p>1 市の清掃工場（焼却炉）について (1) 燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の排出抑制に努めています。 (2) 排出ガス、焼却灰及びばいじん中のダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。</p> <p>2 公表 ダイオキシン類に関する測定結果等について、インターネットのホームページ等で公表しています。</p>	<p>1 市のごみ焼却工場の対策 (1) ごみの燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類排出量の低減化を図っています。</p> <p>(2) ダイオキシン類排出実態調査 排ガス、ばいじん、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して行っています。</p> <p>2 公表 調査結果はインターネットのホームページ等で公表しています。</p>



(3) 県及び政令市におけるこれまでのダイオキシン類汚染事案などへの対応

神奈川県内で発生したダイオキシン類による汚染事案などへの対応をまとめました。

事例	地域	概要	所管市・C
厚木基地周辺	綾瀬市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年7～9月に日米政府が実施した在日米軍厚木海軍飛行場（厚木基地）内の大気調査で高濃度のダイオキシン類が検出された。 主な発生源である廃棄物焼却施設に排ガス処理施設を設置、稼働したところ大気中の濃度が低減した。なお、当該廃棄物焼却施設は平成13年4月末に運転を停止した。 	県央C
鶴見川多目的遊水地	横浜市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年5月に「鶴見川多目的遊水地」の建設予定地から高濃度のPCBを含む異物混入土が発見された。 平成12年1月に国土交通省京浜河川事務所が「鶴見川多目的遊水地土壤処理技術検討会」を設立し、処理方法を検討した。検討結果を基に一時保管対策工事を行い、平成14年5月末に同対策を終了した。 土壤汚染対策法第14条に基づき指定の申請を行い、平成23年6月に形質変更時要届出区域に指定された。同年9月から平成25年6月まで高濃度汚染土の浄化処理を行った。 	横浜市
矢上川・渋川	川崎市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年1月に川崎市が実施した調査で、矢上川橋の水質が環境基準値を超過した。 同年4月に矢上川及び渋川の4地点で再度調査を実施したところ、すべて環境基準を達成していた。 平成12年度にダイオキシン法に基づく常時監視調査が実施されてからは、環境基準を達成しており、国土交通省が矢上川橋で3年に1度の頻度で継続して調査を行っている。 	川崎市
鳩川周辺	相模原市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に県が実施した調査で、妙見橋の水質が環境基準値を超過した。 平成13年に実施した汚染源究明調査で流入する雨水排水の影響が確認されたが、環境基準値を超過した地点の浮遊物質の濃度が比較的高かったことなどから、浮遊物質の混入の影響によるものと推定された。上流部には発生源となる特定施設を有する事業所は無く、汚染源の特定はできなかった。 平成15年度に相模原市が調査を実施し、環境基準を達成したことから調査を終了した。 	相模原市
八幡雨水排水路	平塚市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に県が実施した調査で、相模川に流入する雨水排水が環境基準値を超過した。 平成13年度に汚染源を確認する調査を実施したところ、汚染原因である事業所が特定された。当該事業所による対策の実施以降、水質は改善されたことから調査を終了した。 	湘南C
金瀬川水系	小田原市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に県が実施した調査で、金瀬川の酒匂川流入点の水質が環境基準値を超過した。 平成13年度に汚染源究明調査を実施したところ、金瀬川に流入する水路の底質が環境基準値を超過していることが判明し、水路管理者の小田原市が底質を除去した。除去後の平成14年度の調査でも水質及び底質が環境基準値を超過したため、周辺土壤の調査を実施したところ、比較的高濃度であったため、再度小田原市が底質を除去し、土地管理者の県も土壤についての対策を実施した。 これらの対策により、平成15年度調査では全地点が環境基準を達成し、対策を終了した。 	県西C
小出川水系	茅ヶ崎市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に県が実施した調査で、寺尾橋の水質が環境基準値を超過した。 平成13、14年度に詳細調査を実施した結果、小出川支川の千の川で環境基準値の超過が認められたが、汚染原因是特定できなかった。 平成15年度以降も継続して調査を行っており、22年度まで環境基準を達成していたが、平成23年6月に環境基準値を超過（3.5pg-TEQ/L）し、年間平均値が1.2pg-TEQ/Lになり、環境基準は非達成であった。 過去の測定結果も含めて詳細に解析したところ、汚染の原因は過去に使用された水田農業由来のダイオキシン類であると推定された。 平成26年度の調査では年間平均値が0.27pg-TEQ/Lであった。平成27年度も監視を継続している。 	湘南C
川崎市麻生区	川崎市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度に川崎市が実施した調査で、麻生区内の大気及び水質で環境基準値を超過した。 平成14年度に川崎市は対策本部、ダイオキシン類専門家会議及び国、県等で構成する連絡協議会を設置し、連携して対策に取り組んだ。発生源事業所の焼却炉の停止（平成14年6月）以降、周辺汚染の改善が進み、環境基準を達成したことから、平成15年12月に対策本部、ダイオキシン類専門家会議及び連絡協議会を解散した。 	川崎市
在日米軍キャンプ座間周辺	相模原市・座間市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年5月にキャンプ座間内のごみ焼却施設の排出ガスから日本の排出基準値を超過するダイオキシン類が検出されたとの報道を受け、在日米軍及び国に確認を要請したところ基準値を超過する排出が確認された。県と相模原市内の周辺大気調査を実施したところ、環境基準を達成していた。 その後、ごみ焼却施設の改善工事が実施され、県と市による立入検査で改善を確認した。 平成15年度に周辺大気、土壤、地下水、河川水質及び底質の調査を実施したところ、すべての地点で環境基準を達成したことから調査を終了した。 	県央C 相模原市
地下水追跡調査	相模原市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に県が実施した調査で、相模原市内の1地点の地下水（工業用水）が環境基準値を超過した。 追跡調査を実施したところ、地下水の環境基準値の超過は認められず、恒常的な汚染ではないことが確認されたが、環境基準値を超過した地点の浮遊物質の濃度が著しく高かったことなどから、浮遊物質の混入の影響によるものと推定された。また、周辺土壤、井戸及び河川（水質及び底質）についても調査を実施したこと、全地点で環境基準を達成していた。 平成15年度に相模原市が調査を実施し、環境基準を達成したことから調査を終了した。 	相模原市
鳩川水系	相模原市内	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市上溝地先にある鳩川の改修工事予定地内的一部分が、過去に焼却灰を埋設した処分場であったことから、県は平成15年度まで予定地内の表層土壤及び地下水、鳩川の水質及び底質、当該地区流域の地下水について環境調査を実施した。 その結果、すべての地点で環境基準を達成していたが、埋設された焼却灰が工事に伴い周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、平成16年3月に学識経験者も交えて「鳩川改修工事に係る技術検討委員会」を設置、当該委員会からの提言を受けて、平成18年度から改修工事を実施し、平成21年度までに対策が完了した。施工期間及び施工後、全地点で水質の環境基準を達成したため、平成21年度で調査を終了した。 	相模原市
引地川水系上流域（蓼川周辺）	綾瀬市内	<ul style="list-style-type: none"> 県は、環境庁（現環境省）からの情報（在日米軍が実施した厚木基地隣接産業廃棄物処分場の土壤調査により高濃度のダイオキシンを検出）を受けて、平成13年2月に厚木基地に隣接する産業廃棄物処分場の表層土壤を調査したところ、環境基準値を超過するダイオキシン類濃度が確認された。 平成14年度に土壤汚染の範囲を特定し、平成15年度に土地所有者が土壤環境基準値超過部分の土壤を撤去する工事を行った。 工事完了後から平成17年度までの3年間継続調査を実施したが、環境基準を達成したことから調査を終了した。 	県央C
引地川水系下流域（藤沢市内）	藤沢市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年に引地川支流に流入する稻荷雨水幹線で、高濃度のダイオキシン類汚染が見つかった。 廃棄物焼却施設に設置された排ガス洗浄施設の洗浄水が、誤って雨水管を通じて未処理のまま排出されたためであり、この件を踏まえ、平成13年度から引地川水系下流域及び周辺海域等において、水質及び底質の調査を実施した。 平成13年度から20年度までの調査では、調査結果は他の水域と比較しても特に問題となる状況ではなく、平成20年7月に汚染の原因であった廃棄物焼却施設の解体工事が完了したことから、平成20年度で調査を終了した。 	湘南C
目久尻川水系	藤沢市海老名市寒川町内	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年7月に実施したダイオキシン類調査において、目久尻川水系下流域の宮山大橋で水質が環境基準値を超過していることが確認された。 平成13年度に汚染源を究明するために詳細な調査を開始し、平成18年度に汚染の原因は過去に使用された水田農業由来のダイオキシン類であると推定された。 平成26年度も継続して調査を行ったところ、目久尻川への流入水では年間平均値が1.1 pg-TEQ/Lであったため、環境基準は非達成であった。 平成27年度も監視を継続している。 	湘南C 県央C
引地川水系一色川	藤沢市内	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年末に藤沢市が実施した調査で、引地川支川の一色川に流入する雨水排水路の水質が環境基準値を超過した。その後、県が実施した発生源究明調査により、ダイオキシン法の規制対象外の事業所における銅部品の半田付け工程からダイオキシン類が発生していることを確認した。 平成14年以降、この事業所周辺の環境調査を実施してきたが、事業者が半田付け工程の削減及び原因物質の切替を行ったことにより、水質の環境基準を達成している状況が数年にわたり継続したことから、平成21年度で調査を終了した。 	湘南C

(4) 廃棄物対策

ア 廃棄物焼却施設の解体工事への対応



県では、周辺環境の保全の観点から「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定め、周辺環境への汚染の未然防止等を図っています。

この要綱では、①工事に伴うばいじんの飛散防止などの周辺環境汚染防止対策、②工事により発生する廃棄物の適正保管及び適正処理、③焼却施設周辺土壤など周辺環境の状況調査、④近隣住民への情報提供、についての措置を定めており、焼却施設の設置者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書を作成し、所管する地域県政総合センターに提出することになっています。

なお、廃棄物処理法政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）も同様な規定を設けており、それぞれ取組みを進めています。

イ 循環型社会づくり計画の推進

県では、廃棄物対策の基本的な方針である「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、県民・事業者・市町村とともに、循環型社会の実現に向けた取組を推進しています。

「神奈川県循環型社会づくり計画」では、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、日々の生活や産業活動の中で不要となるものをできるだけ少なくするというだけでなく、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かしていく地域社会になるよう、安全・安心な適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環に取り組み、主に次の取組を進めることとしています。

<神奈川県循環型社会づくり計画>

① 資源循環の推進

ア 生活系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進

- ・リサイクル製品の認定・販路拡大、リユースショップ認証によるリユースの促進など

イ 事業系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進

- ・事業者が行う発生抑制や循環的利用に向けた取組の促進など

ウ 低炭素社会に向けた発生抑制等の推進

- ・レジ袋の削減に向けた取組の推進など

② 適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物処理業者への指導など

イ 不法投棄の未然防止対策の推進

- ・不法投棄監視活動の実施など

③ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

- ・広域的な災害廃棄物処理体制等の検討など



(5) 発生源対策

ア ダイオキシン法に基づく自主測定

特定施設の設置者は、ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、施設の排出ガス中等に存在するダイオキシン類濃度の測定を年1回以上行い、その結果を知事（ダイオ

キシン法政令市においては市長（以下、同じ）に報告することが定められています。

県所管域に所在する施設から平成26年度分として報告された自主測定結果の概要は次のとおりです。

大気排出基準が適用される特定施設（大気基準適用施設）の報告及び設置状況

施設名	H27.3.31 設置施設数	報告施設数	休止等 施設数		未報告 施設数
			超過施設	施設数	
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0
廃棄物焼却炉	121	90	0	31	2
合計	122	91	0	31	2

注：休止等施設には、建設中、故障中の施設を含みます。

ばいじん、焼却灰等に含まれるダイオキシン類測定の報告状況

施設名	H27.3.31 設置施設数	報告施設数	休止等 施設数		未報告 施設数	ばいじん及び 焼却灰等が発生 しない施設数
			超過施設	施設数		
廃棄物 焼却炉	121	86	7	31	2	4

注1：休止等施設には、建設中、故障中の施設を含みます。

2：ばいじん等が発生しない施設とは、揮発性廃油の焼却炉など、測定を行うべきばいじん等が発生しない施設をいいます。

3：ダイオキシン類の処理基準を超えたものが7件ありましたが、すべてセメント固化等の適正な処理を行われていることを確認しております。

水質排出基準に係る特定施設が設置される特定事業場（水質基準適用事業場）の報告及び設置状況

施設名	H27.3.31 設置 事業場数	排出水がある事業場			排出水が ない事業場	
		報告事業場数	休止 事業場			
			超過 事業場	事業場数		
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	0	0	1	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	1	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	18	0	0	1	17	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	1	
下水道終末処理施設	13	13	0	0	0	
合 計	34	13	0	1	20	

注：異なる施設を複数設置している事業場にあっては、主たる施設の欄に計上しました。

これらの自主測定の結果は、各地域県政総合センター環境部の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも見ることができます。

また、ダイオキシン法政令市においても、自主測定結果をインターネット上で公表しています。

- 平成 26 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7004/p842243.html>

イ ダイオキシン法の特定事業場に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法の特定事業場は県所管域内に 112箇所(平成 27年3月 31 日現在)あり、これらの特定事業場を対象に、ダイオキシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、定期的に立入検査を行い、適正な施設管理等の指導を実施しています。

平成 26 年度監視指導状況

	平成 27 年 3 月 31 日現在		立入検査件数 (特定施設延べ数)	文書指導 件数	測定分析 件数
	特定事業場数	特定施設数			
大気排出基準適用特定施設を設置する事業場	78	122	46	3	0
水質排出基準対象特定施設を設置する事業場	34	89	23	0	0
計	112	211	69	3	0

注：事業場には、大気排出基準適用特定施設及び水質排出基準対象特定施設のいずれも設置しているものがあるため、実際の事業場数とは一致しません。

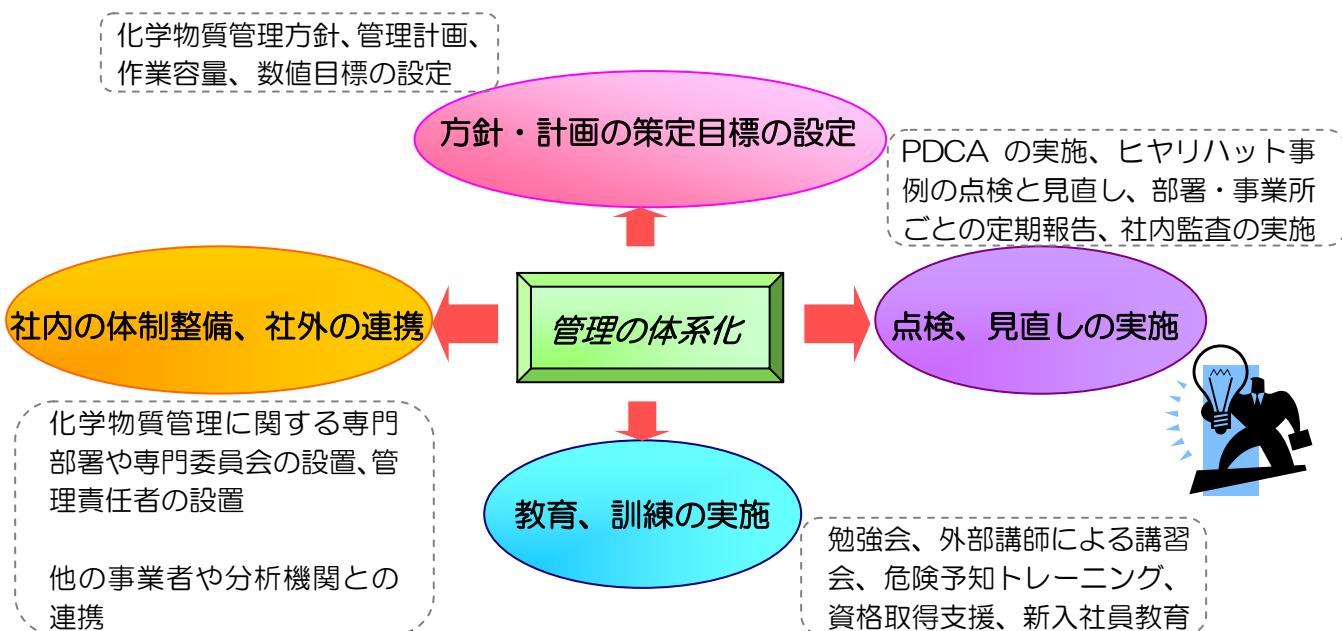


第三章 事業者の排出削減に対する取組

国（経済産業省）では、化学物質の自主管理の改善に役立てていただくため、「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」（平成 22 年 10 月）を作成しました。取組は大きく 3 つに分類されており、概要は以下のとおりです。

(1) 管理の体系化

事業者は、社内の管理体制を体系化し、適正な方針・計画のもと社員意識の向上とあわせて化学物質対策に取組んでいます。



(2) 使用量・排出量等の適正化

化学物質の使用量や排出量を抑制したり、廃棄物を有効利用することで化学物質による環境への負荷を削減しています。

排出量の抑制

密閉化、浸透防止、揮発防止、排ガス処理、排水処理、副生成物の抑制など

事例1

燃焼処理装置導入による排ガス量の削減
(輸送用機械器具製造業 従業員約 3000 名)
〈取組〉

ゴムコーティングラインからの排ガスに蓄熱燃焼式脱臭処理装置を導入した。

〈効果〉

トルエンの排出量が 6 割以上減少した。
蓄熱燃料式脱臭装置の使用の際に発生する燃焼熱は蓄熱体に回収されるため、運転に使用する LPG や電力の削減効果があり、省エネルギーにも貢献している。

事例2

敷地境界モニタリングでの自主管理濃度の設定 (医療用機械器具・医療用品製造業 従業員約 1000 名)
〈取組〉

エチレンオキシドについて、自主管理濃度として $4.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と設定し、その基準を下回るように取組を実施した。敷地境界における四季の濃度を 2 年間かけてモニタリングを行った。

〈効果〉

排出量が減少し、環境リスクの低減をモニタリングにより確認した。

廃棄物の抑制、回収・再利用

外部委託量の削減、燃料としての有効活用、再利用先の開拓

事例3

管理レベルの指針導入による総合管理

(化学工業 従業員約1700名)

<取組>

「化学物質管理レベルの指針」を策定し、使用禁止、使用削減、適正管理の3つのレベルで管理した。トルエン・キシレン等の溶剤はリサイクルを念頭に置いて分別・回収・再利用した。洗浄廃液は廃液濃縮装置で濃縮・分別し、燃料として使用した。

<効果>

VOC*排出量の半減に成功。外部委託していた廃液処理費用が不要になった。

*トルエン、キシレン等の揮発性有機化合物のこと

使用量の抑制

仕込み量の適正化、使用量の毎月チェック、飛散防止蓋の使用の徹底、塗料の使い切り運動の実施、洗浄回数の削減

事例4

排水プロジェクト体制の組織

(めっき業 従業員約200名)

<取組>

めっき液の投入管理、水洗水の循環システム管理を行った。排水異常の原因を把握する仕組みを作り、情報は全社で共有した。

<効果>

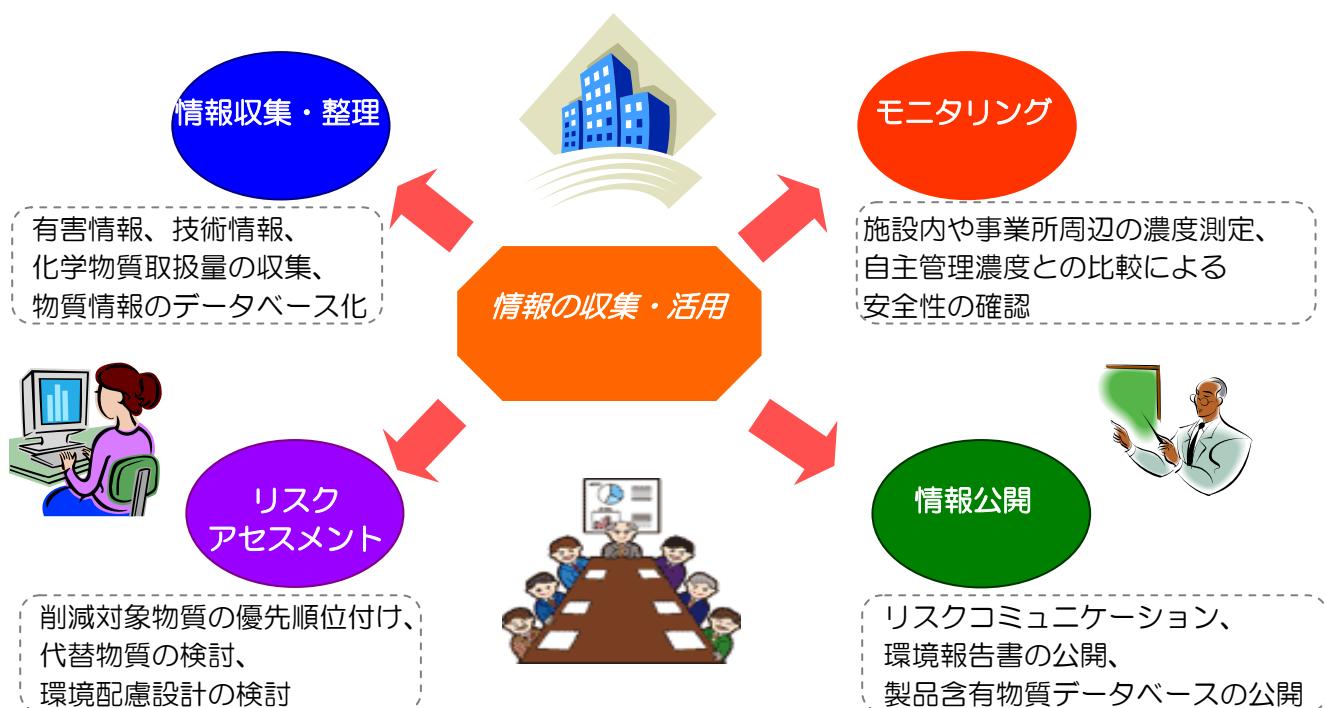
排水濃度が低下し、排出量や薬品の使用量が減少した。

他物質への転換

高沸点溶剤への変更、ノントルエン化、可塑剤の変更、副生成物を生成しない代替技術の導入

(3) 情報の収集・活用

化学物質に関する情報を収集し、モニタリングやリスクアセスメント、情報公開を行ってしていくことで、より適確な化学物質管理が可能となります。



詳しい内容は、経済産業省のホームページに掲載されています。

■ 「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」（平成22年10月）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

→これまでの情報一覧→2011（平成23年）

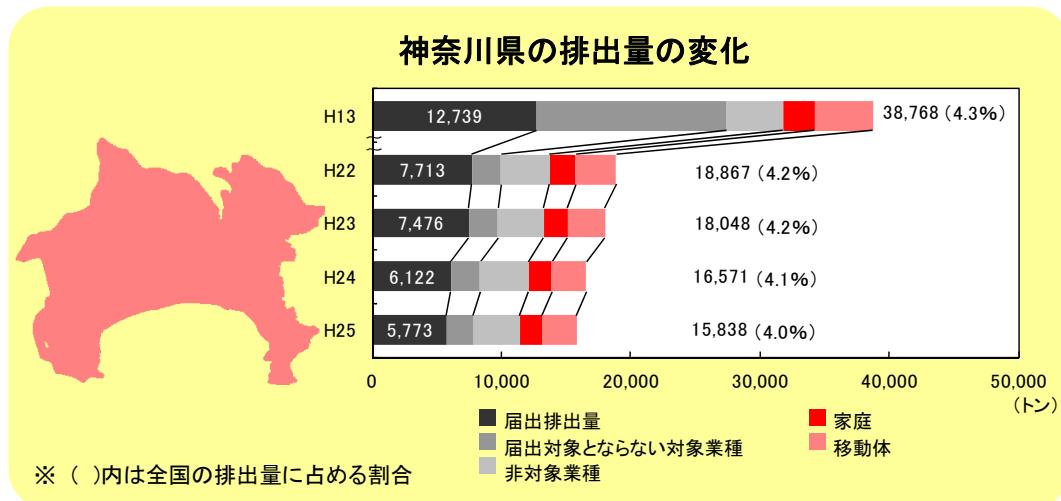
第一章 化管法及び県生活環境保全条例に基づく届出及び集計結果

1 化管法に基づく平成 25 年度の化学物質届出状況

(1) 平成 25 年度のPRTRデータ

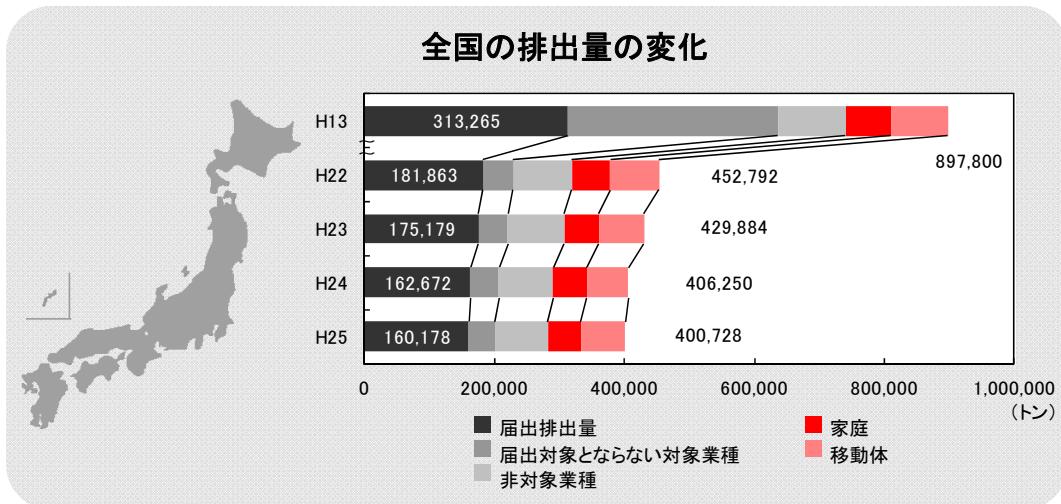
ア 平成 25 年度までの 13 年間の排出量の変化

PRTR 制度は、平成 13 年度から始まりました。平成 25 年度までの 13 年間で、神奈川県内の化学物質の排出量の変化は次のようになりました。



平成 13 年度から、化学物質の排出量は減少しており、PRTR 制度の効果が数字でも表れています。

一方、全国ではどうなっているでしょうか。



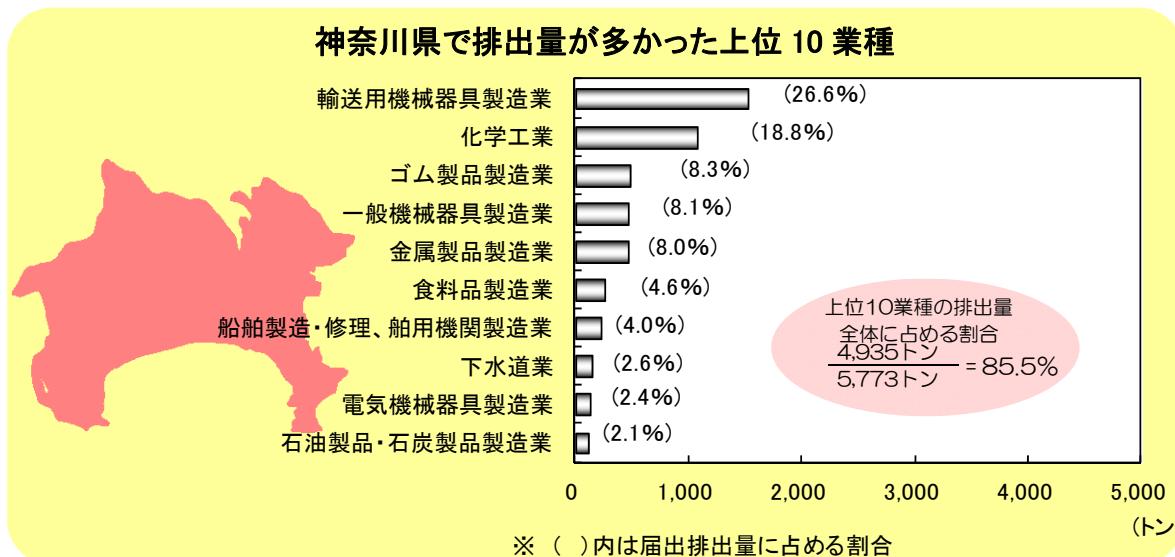
全国でも、平成 13 年度から、化学物質の排出量は減少しています。

神奈川県の毎年度の詳しいPRTRデータは、ホームページで公表しています。また、グラフにして見ることができたり、ダウンロードすることができるページを設けています。

- 化学物質対策とPRTR：
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/index.html>
- かながわPRTR情報室：
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/>

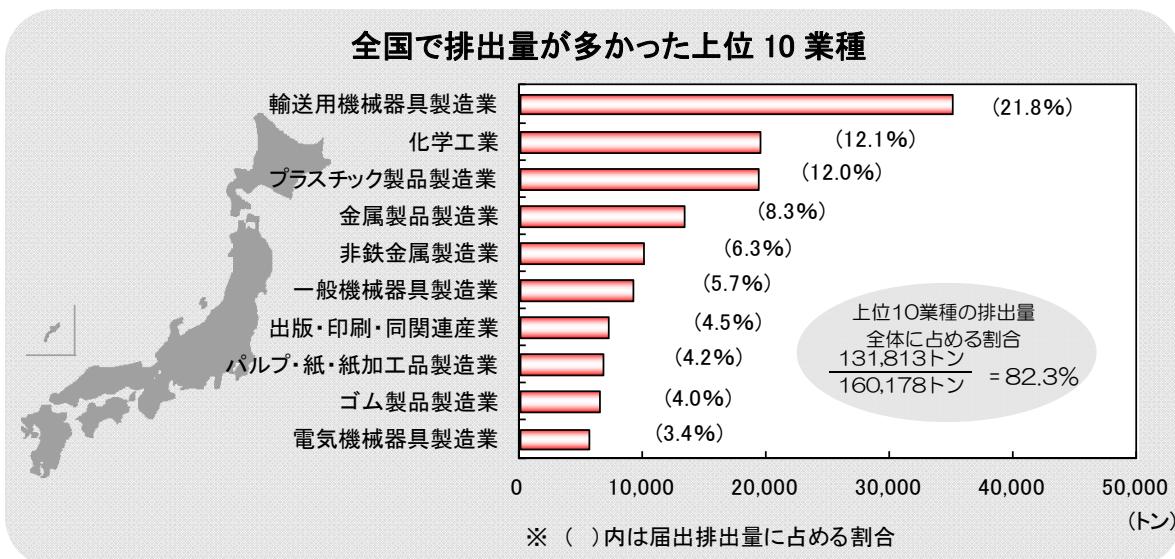
イ 排出量が多かった業種

平成25年度における神奈川県内の業種別の届出排出量を見てみましょう。



輸送用機械器具製造業からの排出量が、全体の4分の1以上を占めています。この理由として、神奈川県内には自動車やその部品を製造している事業所がたくさんあり、塗料に含まれている溶剤の使用量が多いことなどが考えられます。

一方、全国ではどのような特徴があるでしょうか。

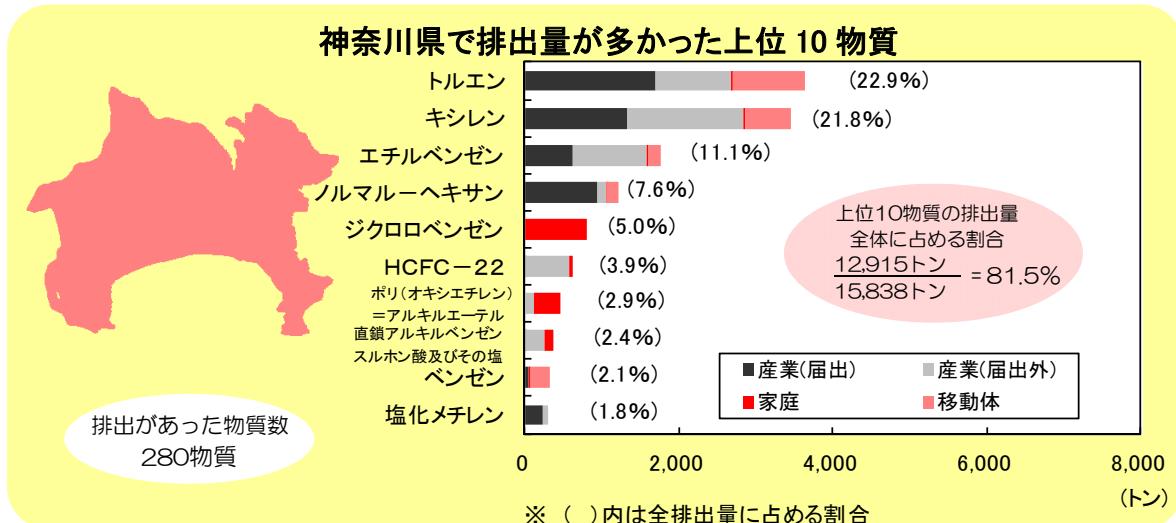


輸送用機械器具製造業からの排出量が最も多いのは同じですが、全体に占める割合が少なくなっています。

ウ 排出量が多かった物質

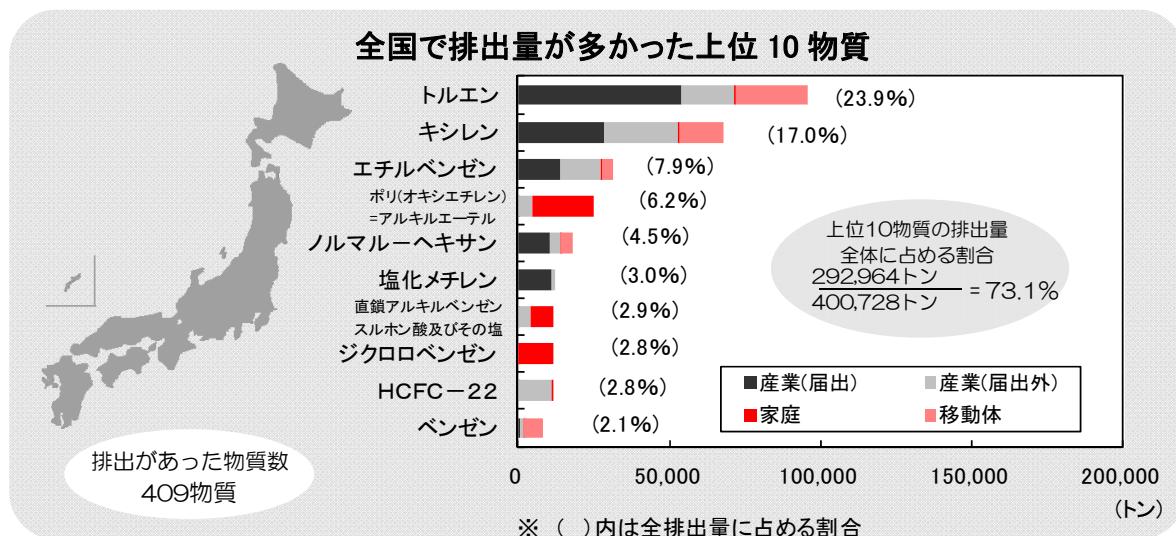
(ア) 全排出量の上位物質

次に、平成 25 年度における神奈川県内の排出量が多い物質を見てみましょう。



平成 25 年度は、PRTR 制度の届出対象 462 物質のうち、280 物質の排出がありました。全体で排出量が多い物質のほか、産業から、家庭から、もしくは移動体からといった排出源により特に排出が多い物質など、それぞれ特徴があることが分かります。

一方、全国ではどのような特徴があるでしょうか。

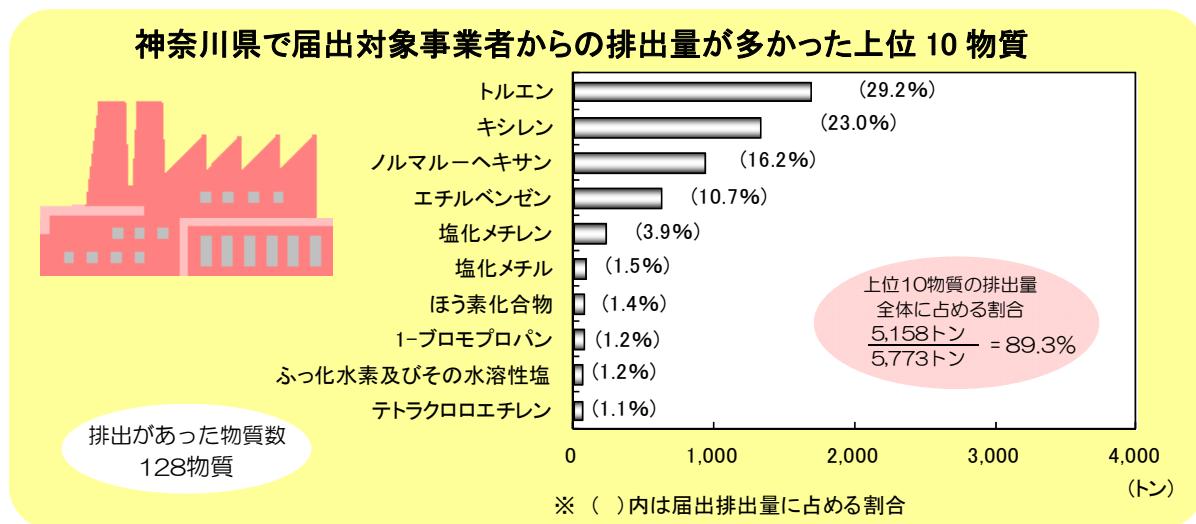


全国では、PRTR 制度の届出対象 462 物質のうち 409 物質の排出があり、上位 3 物質であるトルエン、キシレン、エチルベンゼンは神奈川県と同じでした。

4 位以下の物質を比較すると、順位は異なるものの、排出量の多い物質は神奈川県と共に通していることが分かります。

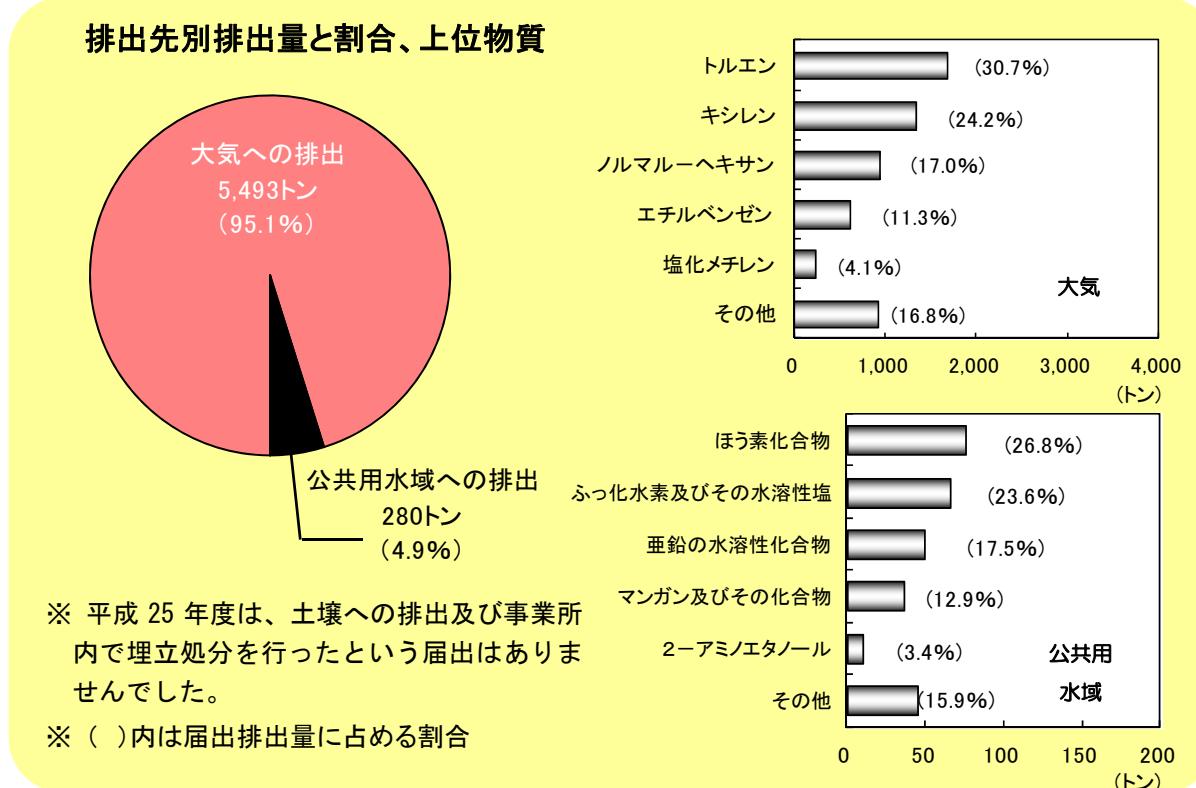
(1) 届出対象事業者からの排出量上位物質

次に、神奈川県内のPRTR制度における届出対象事業者からの排出量が多い物質を見てみましょう。



上位2物質であるトルエン、キシレンは全排出量と同じですが、それよりも下位の物質は異なっています。これは、全排出量の中には家庭などからの排出量も多く含まれているためだと考えられます。なお、上位3物質で、届出排出量全体のほぼ7割程度を占めていることが分かります。

PRTR制度に基づく届出の際、対象事業者は化学物質の排出先についても記載することになっています。次に、神奈川県ではこれらの物質がどこに排出されているかを見てみましょう。

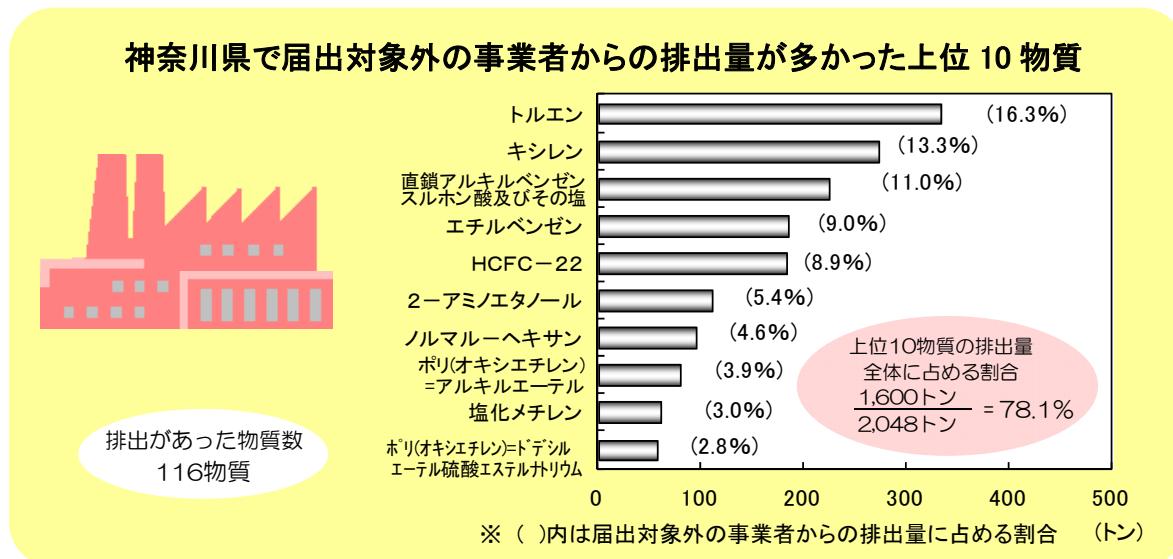


事業所から排出された化学物質は、ほとんど大気中へ排出されていることが分かります。

(イ) 届出対象外及び非対象業種の事業者からの排出量上位物質

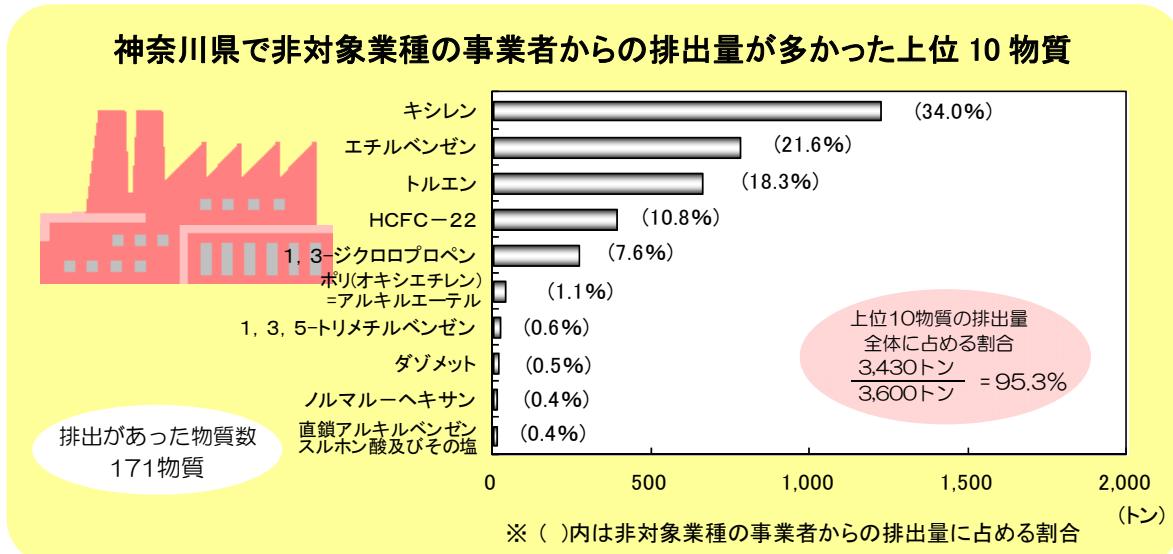
PRTR 制度では、事業者からの届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量についても推計して、公表しています。

それでは、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、届出が義務付けられていない事業者からの排出はどうなっているでしょうか。



届出対象外事業者から排出があった物質は 116 物質ありました。排出量第 1 位のトルエン、第 2 位のキシレンは届出対象事業者と同じですが、第 3 位に界面活性剤等に用いられる直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が入っています。

また、届出が必要な業種に該当しない事業者からの排出はどうなっているでしょうか。



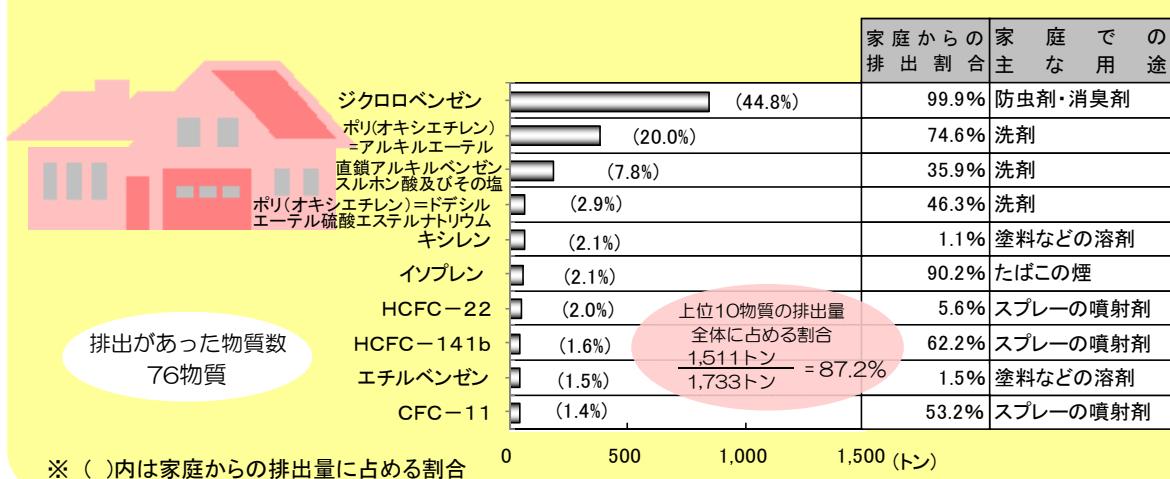
非対象業種の事業者から排出された物質は、171 物質ありました。キシレン、エチルベンゼン、トルエンに続いて、冷媒等に用いられる HCFC-22、農薬に用いられる 1,3-ジクロロプロペンの順になっています。

(I) 家庭や移動体からの排出量上位物質

化学物質は、工場などの事業所以外に、家庭や自動車、二輪車などの移動体からも環境中に排出されています。

国の推計によると、神奈川県内の家庭からはどのような物質がどれだけ排出されているのでしょうか。

神奈川県で家庭からの排出量が多かった上位 10 物質

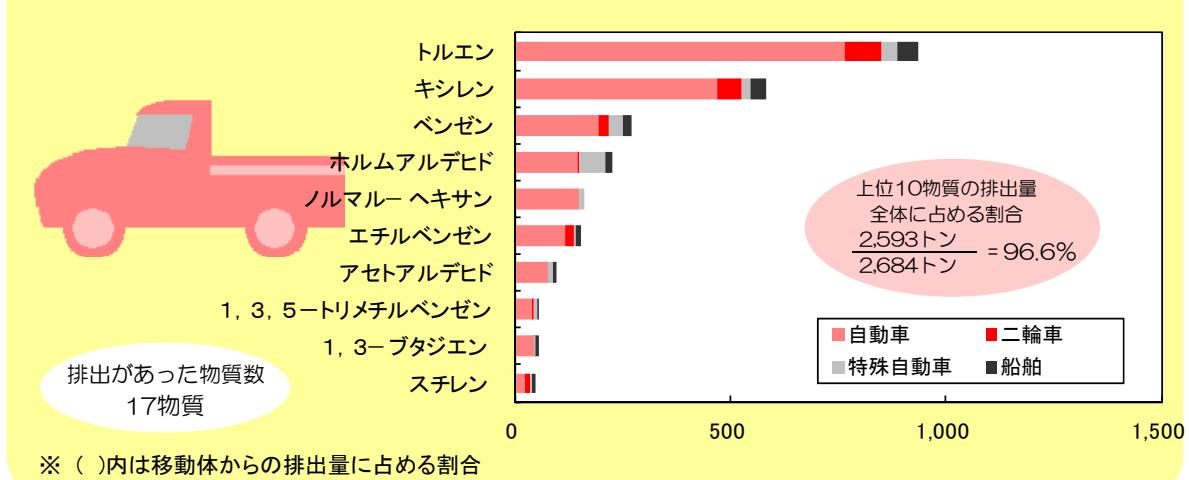


神奈川県で家庭から排出があった物質は 76 物質ありました。排出量が最も多いジクロロベンゼン（排出量全体でも第 5 位 ⇒ 27 ページ）はほぼ 100% 家庭から排出されています。

この結果から、私たち自身も化学物質の排出者であることが分かります。事業者が工場などからの排出量を減らす取組を行っているように、私たちも無駄をなくすなど、化学物質の排出を減らす努力をしていく必要があります（⇒ 50～51 ページ）。

さらに、神奈川県内の移動体からの排出はどうなっているでしょうか。

神奈川県で移動体からの排出量が多かった上位 10 物質



移動体から排出された物質は、17 物質ありました。トルエン、キシレン、ベンゼンなどは、ガソリン中に含まれる物質で、ホルムアルデヒドやアセトアルデヒドなどは、エンジンで燃料が燃焼することによって発生する物質です。

また、グラフにはありませんが、鉄道車両からの排出も全体で 0.18 トンありました。なお、航空機からの排出は、神奈川県では 0 トンと推計されています。

(2) 市町村別の化学物質の排出量

平成 25 年度における市町村別の排出量を見てみましょう。

単位 : kg

市町村	届出排出量	届出外排出量					排出量合計	県全体に占める割合
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計		
横浜市	1,130,000	788,000	1,180,000	484,000	1,330,000	3,790,000	4,910,000	31.1%
川崎市	1,360,000	282,000	485,000	207,000	259,000	1,230,000	2,600,000	16.5%
相模原市	369,000	142,000	297,000	137,000	146,000	721,000	1,090,000	6.9%
横須賀市	567,000	73,500	177,000	68,000	90,400	409,000	976,000	6.2%
平塚市	410,000	98,600	120,000	38,400	65,400	322,000	732,000	4.6%
鎌倉市	7,270	28,300	68,600	23,400	30,200	150,000	158,000	1.0%
藤沢市	334,000	81,100	178,000	66,200	85,400	411,000	745,000	4.7%
小田原市	114,000	72,600	125,000	68,000	74,000	340,000	454,000	2.9%
茅ヶ崎市	116,000	95,400	98,600	46,800	34,800	276,000	392,000	2.5%
逗子市	1,130	8,480	22,200	7,160	22,900	60,700	61,800	0.4%
三浦市	9,810	8,920	69,300	55,100	35,600	169,000	179,000	1.1%
秦野市	200,000	34,700	93,700	105,000	37,200	270,000	470,000	3.0%
厚木市	189,000	53,200	128,000	65,100	98,100	345,000	534,000	3.4%
大和市	132,000	45,700	87,200	60,800	37,400	231,000	363,000	2.3%
伊勢原市	61,400	25,700	65,900	54,200	38,200	184,000	245,000	1.6%
海老名市	106,000	21,700	65,200	32,800	45,600	165,000	272,000	1.7%
座間市	35,100	17,600	45,800	19,400	26,000	109,000	144,000	0.9%
南足柄市	87,800	8,360	31,200	24,300	11,700	75,700	164,000	1.0%
綾瀬市	126,000	48,000	47,400	19,300	20,800	135,000	261,000	1.7%
葉山町	579	3,410	15,500	22,500	18,100	59,500	60,100	0.4%
寒川町	71,000	18,200	24,300	14,700	16,600	73,800	145,000	0.9%
大磯町	747	4,280	25,800	44,300	28,600	103,000	104,000	0.7%
二宮町	1	3,400	15,500	6,070	14,800	39,800	39,800	0.3%
中井町	368	5,050	17,300	4,150	9,150	35,700	36,000	0.2%
大井町	6,570	4,310	13,800	5,690	23,000	46,700	53,300	0.3%
松田町	-	2,540	10,700	2,830	14,600	30,600	30,600	0.2%
山北町	406	4,390	20,700	4,700	16,200	46,000	46,400	0.3%
開成町	288,000	3,360	9,640	12,600	4,520	30,100	318,000	2.0%
箱根町	1,290	6,650	16,100	7,380	16,300	46,500	47,700	0.3%
真鶴町	-	1,110	16,000	7,070	5,180	29,400	29,400	0.2%
湯河原町	2,950	6,180	20,700	8,470	8,620	44,000	46,900	0.3%
愛川町	43,800	27,900	27,300	11,000	12,300	78,500	122,000	0.8%
清川村	0	1,470	4,630	523	2,070	8,690	8,690	0.1%
合計	5,770,000	2,030,000	3,620,000	1,730,000	2,680,000	10,100,000	15,800,000	100.0%

※1 この資料の排出量は、神奈川県環境科学センターが独自に算出を行ったものです。

※2 国が公表した排出量を有効数字3桁に丸めた数値であり、また、届出外排出量で市町村に配分できないものなどがあるため、

合計欄の数値と各欄の合計の数値が異なることがあります。

※3 松田町及び真鶴町は届出がありませんでした。

(3) 県内で排出量が多かった物質の用途と有害性

県内で排出量が多かった上位 10 物質の用途と有害性について一覧についています。

排出量上位 10 物質（13,279 トン）で、神奈川県の排出量全体（15,838 トン）の 82% を占めています。

順位	政令番号及び名称	排出量 (トン)	主な用途	人や環境に対する主な有害性
1	300 トルエン	3,631	合成原料（合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤）、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）	長期間にわたって体内に取り込んだ結果、視野狭さく、目のふるえ、運動障害、記憶障害などの神経系の障害のほか、腎臓、肝臓や血液への障害が認められます。シックハウス症候群との関連も疑われています。
2	80 キシレン	3,446	合成原料（テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品）、ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬）	高濃度で、眼やのどなどに対する刺激性や、中枢神経へ影響を与えることが報告されています。シックハウス症候群との関連も疑われています。
3	53 エチルベンゼン	1,765	合成原料（スチレン）、溶剤	シックハウス症候群との関係が疑われています。
4	392 ノルマルーケサン	1,210	重合溶剤（合成樹脂）、溶剤（接着剤、塗料、インキ）	長期間取り込み続けた際の影響として、頭痛、四肢知覚異常、筋力低下などが報告されています。動物実験で胎児への体重低下が認められています。
5	181 ジクロロベンゼン	794	合成原料（ジアミノベンゼン(染料、合成樹脂用)）、農薬（殺虫剤）、防臭剤	シックハウス症候群との関係が疑われています。
6	104 HCFC-22	612	フルオロカーボン（冷媒、発泡剤、噴射剤）	フロン類の毒性は種類によって異なりますが、一般に弱いとされています。しかし、フロン類によって成層圏のオゾン層が破壊され、地上に降り注ぐ紫外線が増加すると、動植物の生息や育成に影響を及ぼすことが懸念されています。
7	407 ポリ（オキシエチレン）ニアカルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	465	界面活性剤（乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品）	皮膚への感作性はないと考えられていますが、湿疹患者に対しては皮膚への感作性を示す可能性があります。また、変異原性、催奇形性及び発がん性に関して認められていません。なお、「化学物質の初期リスク評価書」では、現時点では環境中の水生生物に悪影響を及ぼしていることが示唆されると評価されています。
8	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	376	界面活性剤	現在のところ、家庭で洗剤液として使用された場合、適切に使用すれば皮膚への影響はほとんどないと判断されています。
9	400 ベンゼン	329	合成原料（スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤(PCP)、防虫剤）、溶剤、ガソリン成分	変異原性の試験で染色体異常が報告されており、遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究においても、人に白血病を引き起こすことがあると考えられています。この他、高濃度で長期間体内に取り込むと、造血器に障害を引き起こすことが報告されています。
10	186 塩化メチレン	286	洗浄剤（金属脱脂）、溶剤（重合用）、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤	高濃度で、吐き気、だるさ、めまい、しびれなどの神経系の症状が報告されています。

※有害性に関する参考資料：化学物質ファクトシート2012年版 環境省環境保健部環境安全課



さらに一步進んで～神奈川県全体で排出された化学物質の量～

神奈川県全体で、平成25年度に排出された化学物質の量を見てみましょう。

神奈川県の全排出量 15,838トン

届出外排出量 10,065トン
〔届出対象事業所以外の排出源からの排出量を国が推計したもの〕

移動体から

2,684トン
自動車
鉄道
船舶
航空機



家庭から

1,733トン
合成洗剤
防虫剤
たばこなど



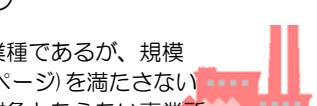
非対象業種から

3,600トン
農林水産業
建設業
運送業など



届出対象とならない対象業種から

2,048トン
届出対象業種であるが、規模要件(→6ページ)を満たさないため届出対象とならない事業所

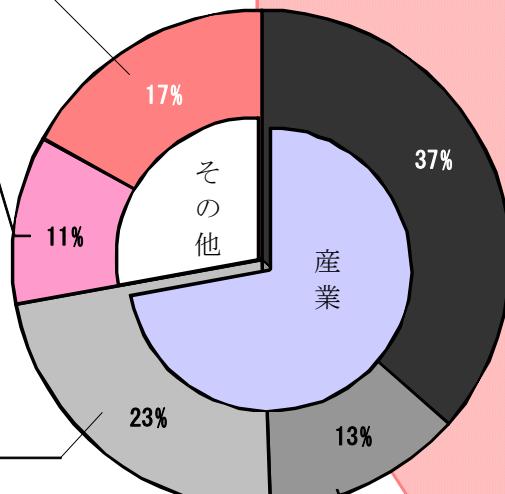


届出排出量 5,773トン

〔届出対象事業者が事業所ごとに排出量を算出し、国に届出したもの〕

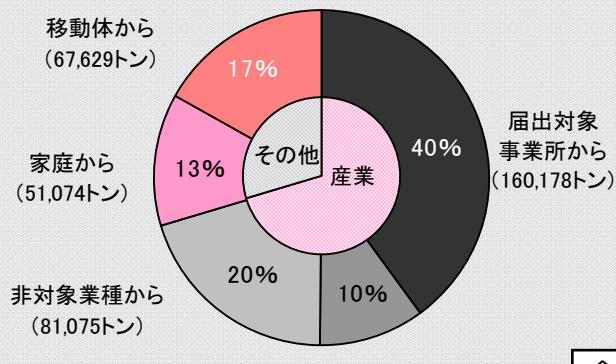
届出対象事業所から

5,773トン
届出事業所数
1,402事業所



上の図を見ると、1年間に神奈川県全体で約1万6,000トンの化学物質が、環境中に排出されたことがわかります。それでは、全国に占める割合はどれくらいだったのでしょうか。

全国の全排出量 400,728トン



全国の排出量に占める割合

	割合	順位
全 排 出 量	4.0%	6位
届 出 排 出 量	3.6%	10位
届 出 外 排 出 量	5.0%	5位
非 対 象 業 種	4.4%	4位
家 庭	3.4%	8位
移 動 体	4.0%	6位
合 計	4.2%	6位

全排出量全国1位は“愛知県”でした。

2 県生活環境保全条例に基づく化学物質削減の取組

化管法の対象事業者から報告された、県生活環境保全条例第42条に基づく化学物質の管理目標は次のとおりです（→13ページ）。

(1) 平成25年度の排出量削減目標の達成状況

【業種別】

排出量の削減目標が大きい業種の達成状況

業種名	削減目標	削減実績	達成状況
① 非鉄金属製造業	5トン削減	19トン削減	○達成
② 化学工業	4トン削減	43トン削減	○達成
③ 出版・印刷・同関連産業	2トン削減	7トン削減	○達成
○ その他の業種	1トン削減	167トン削減	○達成
全業種計	12トン削減	236トン削減	○達成

削減目標の上位業種のうち、「非鉄金属製造業」及び「化学工業」等、多くの業種において目標を達成しました。

【物質別】

排出量の削減目標が大きい物質の達成状況

物質名	削減目標	削減実績	達成状況
① トリクロロエチレン	4トン／年	0トン削減	×非達成
② テトラエチレンペンタミン	2トン／年	3トン削減	○達成
③ 無水フタル酸	2トン／年	2トン削減	○達成
○ その他の物質	4トン／年	231トン削減	○達成
全物質計	12トン／年	236トン削減	○達成

削減目標の上位物質は、洗浄剤や溶剤として使用される「トリクロロエチレン」で目標を達成しませんでしたが、界面活性剤などとして使用される「テトラエチレンペンタミン」及び可塑剤原料などとして使用される「無水フタル酸」などが目標を達成しました。

【用途別】

排出量の削減目標が大きい用途の達成状況

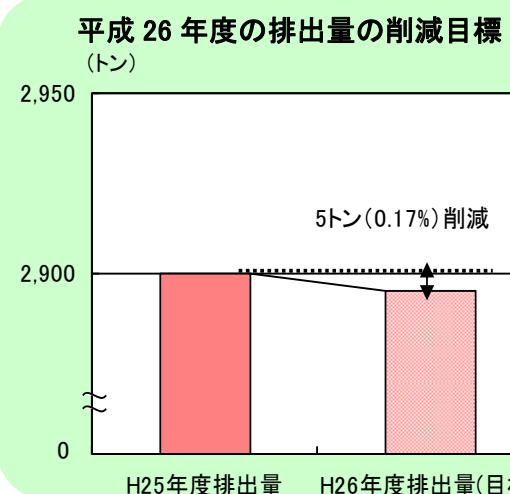
用途名	削減目標	削減実績	達成状況
① めっき、表面処理など	3トン削減	0トン削減	×非達成
② 溶剤、塗料など	1トン削減	-45トン削減	×非達成
○ その他の用途	8トン削減	281トン削減	○達成
全用途計	12トン削減	236トン削減	○達成

削減目標の上位用途である「めっき、表面処理など」と「溶剤、塗料など」は目標を達成しませんでした。

(2) 平成 26 年度の排出量削減目標

事業者から報告された平成 26 年度の排出量の削減目標は、全体で 5 トンでした。この目標が達成されると、排出量は平成 25 年度と比較して 0.17% 削減されます。

ただし、化学物質の排出削減の実績や目標の設定は、業種や用途などによって異なります。既に十分な排出削減対策を実施していて、もうこれ以上の削減が困難な事業所もあるため、削減目標の大小だけでは事業者の取組状況を評価することは必ずしもできない場合もあります。



排出量の削減目標が大きい業種、用途や物質は次のとおりです。

排出量の削減目標が大きい業種

業種名	削減目標
① 輸送用機械器具製造業	4トン削減
② プラスチック製品製造業	0.7トン削減
○ その他の業種	0.4トン削減
全業種計	5トン削減

最も削減目標の大きい「輸送用機械器具製造業」で、削減目標全体の 8 割程度を占めています。

排出量の削減目標が大きい物質

物質名	削減目標
① トルエン	2トン削減
② キシレン	1トン削減
○ その他の物質	2トン削減
全物質計	5トン削減

最も削減目標の大きい「トルエン」で削減目標全体の 4 割程度を占めています。

排出量の削減目標が大きい用途

用途名	削減目標
① 溶剤、塗料など	4トン削減
○ その他の用途	1トン削減
全用途計	5トン削減

最も削減目標の大きい「溶剤、塗料など」で削減目標全体の 8 割程度を占めています。



(3) 平成 25 年度の使用量削減目標の達成状況

【業種別】

使用量の削減目標が大きい業種の達成状況

業種名	削減目標	削減実績	達成状況
① 燃料小売業	93 トン削減	14, 668 トン削減	○ 達成
② プラスチック製品製造業	60 トン削減	507 トン削減	○ 達成
② 化学工業	59 トン削減	-2, 297 トン削減	✗ 非達成
○ その他の業種	30 トン削減	3, 173 トン削減	○ 達成
全業種計	242 トン削減	16, 051 トン削減	○ 達成

削減目標の上位業種のうち、「燃料小売業」及び「プラスチック製品製造業」は目標を達成しましたが、「化学工業」は目標を達成しませんでした。

【物質別】

使用量の削減目標が大きい物質の達成状況

物質名	削減目標	削減実績	達成状況
① イブシロンーカプロラクタム	60 トン削減	-71 トン削減	✗ 非達成
② キシレン	41 トン削減	2, 390 トン削減	○ 達成
③ ヘキサメチレンジイソシアネート	24 トン削減	-22 トン削減	✗ 非達成
○ その他の物質	117 トン削減	13, 754 トン削減	○ 達成
全物質計	242 トン削減	16, 051 トン削減	○ 達成

削減目標の上位物質のうち、合成原料、溶剤及び塗料などとして使用される「キシレン」は目標を達成しましたが、合成繊維や樹脂の原料として使用される「イブシロンーカプロラクタム」及び塗料の原料として使用される「ヘキサメチレンジイソシアネート」は目標を達成しませんでした。

【用途別】

使用量の削減目標が大きい用途の達成状況

用途名	削減目標	削減実績	達成状況
① 燃料など	93 トン削減	14, 446 トン削減	○ 達成
② 溶剤・塗料など	72 トン削減	-730 トン削減	✗ 非達成
③ 高分子、ゴム、プラスチックなど	65 トン削減	-921 トン削減	✗ 非達成
○ その他の用途	12 トン削減	3, 256 トン削減	○ 達成
全用途計	242 トン削減	16, 051 トン削減	○ 達成

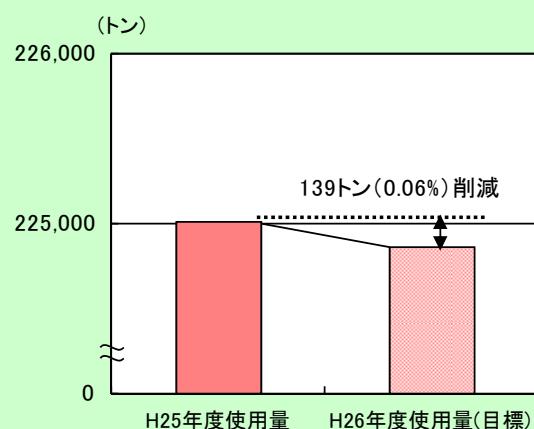
削減目標の上位の用途である「燃料など」は目標を達成しましたが、「溶剤・塗料など」及び「高分子、ゴム、プラスチックなど」は、目標を達成しませんでした。

(4) 平成 26 年度の使用量削減目標と取組内容

事業者から報告された平成 26 年度の使用量の削減目標は、全体で 139 トンでした。この目標が達成されると、使用量は平成 25 年度と比較して 0.06% 削減されます。

排出削減のところでも記載しましたが、化学物質の使用量の削減の実績や目標の設定は、業種や用途などによって異なってきます。すでに十分な使用量の削減対策を実施していて、もうこれ以上の削減が困難な事業所もあるため、削減目標の大小だけでは事業者の取組状況を評価することは必ずしもできない場合もあります。

平成 26 年度の使用量の削減目標



使用量の削減目標が大きい業種、用途や物質は次のとおりです。

使用量の削減目標が大きい業種

業種名	削減目標
① 化学工業	45 トン削減
② 輸送用機械器具製造業	33 トン削減
③ 金属製品製造業	28 トン削減
○ その他の業種	33 トン削減
全業種計	139 トン削減

最も削減目標の大きい「化学工業」で全体の約 3 割を占めています。

使用量の削減目標が大きい物質

物質名	削減目標
① キシレン	46 トン削減
② トルエン	24 トン削減
③ エチルベンゼン	15 トン削減
○ その他の物質	54 トン削減
全物質計	139 トン削減

最も削減目標の大きい「キシレン」で全体の約 3 割を占めています。

使用量の削減目標が大きい用途

用途名	削減目標
① 溶剤・塗料など	100 トン削減
② 洗浄、界面活性剤など	12 トン削減
○ その他の用途	27 トン削減
全用途計	139 トン削減

最も削減目標の大きい「溶剤・塗料など」で全体の約 7 割を占めています。



さらに一歩進んで～平成25年度の神奈川県全体の報告データ～

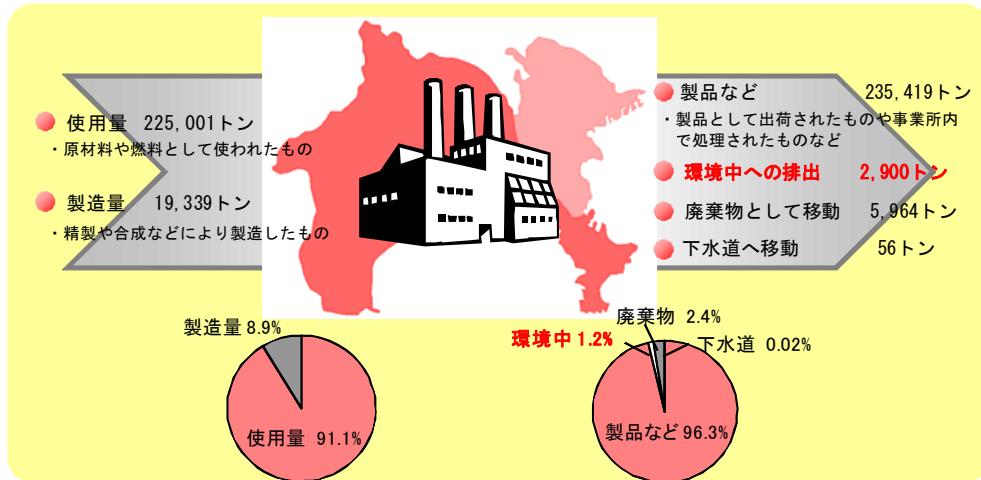


平成25年度の報告データを見てみましょう。

■ 化学物質の取扱状況

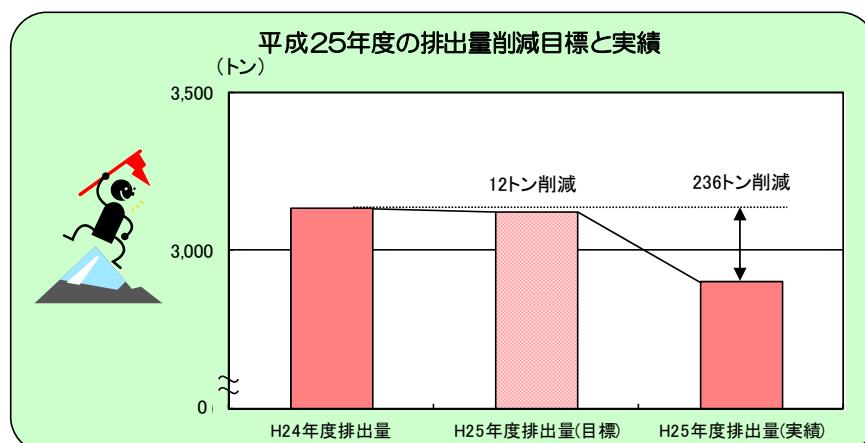
県生活環境保全条例第42条に基づき報告された化学物質の取扱量（使用量と製造量）と、PRTR制度に基づき届出された排出量、移動量を合わせると、県域※の化学物質の出入りがわかります。

※ 県生活環境保全条例が適用されない横浜市及び川崎市並びに条例の権限を委譲している相模原市を除いた地域をいいます。



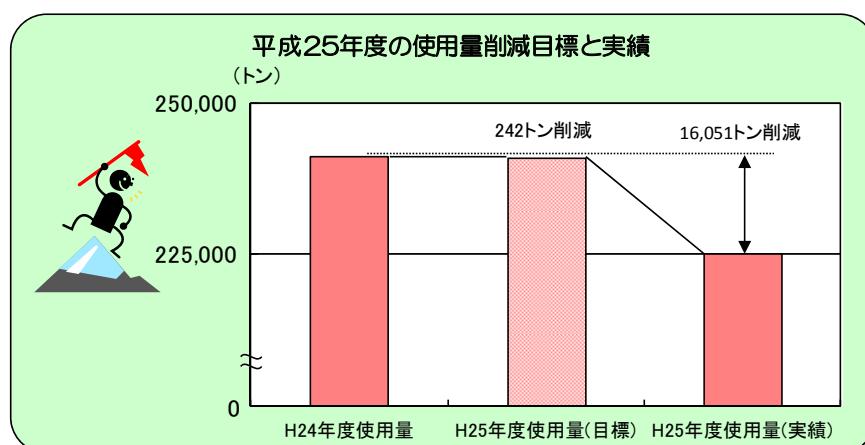
■ 排出量削減目標の達成状況

事業者から報告された平成25年度の排出量の削減目標は、全体で12トンでした。同年度の実際の削減量は236トンであり、目標の12トンを大きく上回りました。



■ 使用量削減目標の達成状況

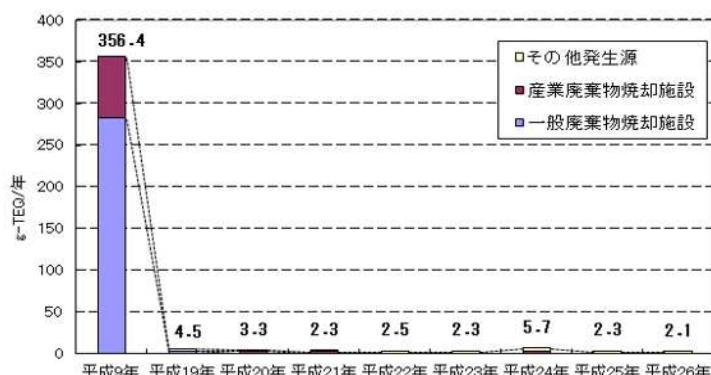
事業者から報告された平成25年度の使用量の削減目標は、全体で242トンでした。同年度の実際の削減量は16,051トンであり、目標の242トンを大きく上回りました。



第二章 ダイオキシン類調査の結果

1 排出量の推移

県内におけるダイオキシン類の推計排出量は、発生源対策の推進により、平成9年度以降、大幅に減少し、近年では低い値で推移しています。



【推計方法】

平成9年度は、排ガス量原単位を用いて推計しました。なお、その他の発生源への排出量は推計していません。

平成18年度以降は、事業者の自主測定結果、県や市の検査結果及び排ガス量原単位を加味して算出しました。

自主測定が未報告の施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区分別の平均年間排出量を用いて推計しました。

2 常時監視等環境調査の結果

県では、平成12年度以降、県所管域の汚染の状況を把握するため、ダイオキシン法に基づいた常時監視等環境調査を行っています。

平成26年度の調査結果は次のとおりであり、大気や水質等、すべての地点で環境基準を達成していました。

<ダイオキシン類の環境基準>

耐容一日摂取量を基本に、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として、大気や水質、土壤等についてダイオキシン類の環境基準が定められています。国や県等の行政機関は、この環境基準を達成することを目標に、発生源対策や環境汚染状況の調査測定等を進めることになっています。

耐容一日摂取量
(TDI)

4 pg-TEQ/kg/日

→ 環境基準

ダイオキシン類の環境基準

大気 : 0.6 pg-TEQ/m³以下

水質 : 1 pg-TEQ/L以下

底質 : 150 pg-TEQ/g以下

土壤 : 1,000 pg-TEQ/g 以下

人が一生涯にわたり摂取しても有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量(体重1kgあたり)

(1) 大気調査

県が実施した調査結果(県所管域)

県所管域の15地点で年2回調査を行ったところ、すべての地点で環境基準(年平均で0.6pg-TEQ/m³)を達成していました。

平成26年度大気調査結果

(単位: pg-TEQ/m³)

		地点数	平均(最低~最高)	環境基準超過地点数	備考
県	大 気	15	0.023(0.011~0.054)	なし	年2回調査
全国の調査結果		645	0.021(0.0036~0.42)	なし	平成26年度の全調査地点のうち年2回以上調査した地点
県の過去の調査結果		407	0.0070~3.3*		平成元~25年度

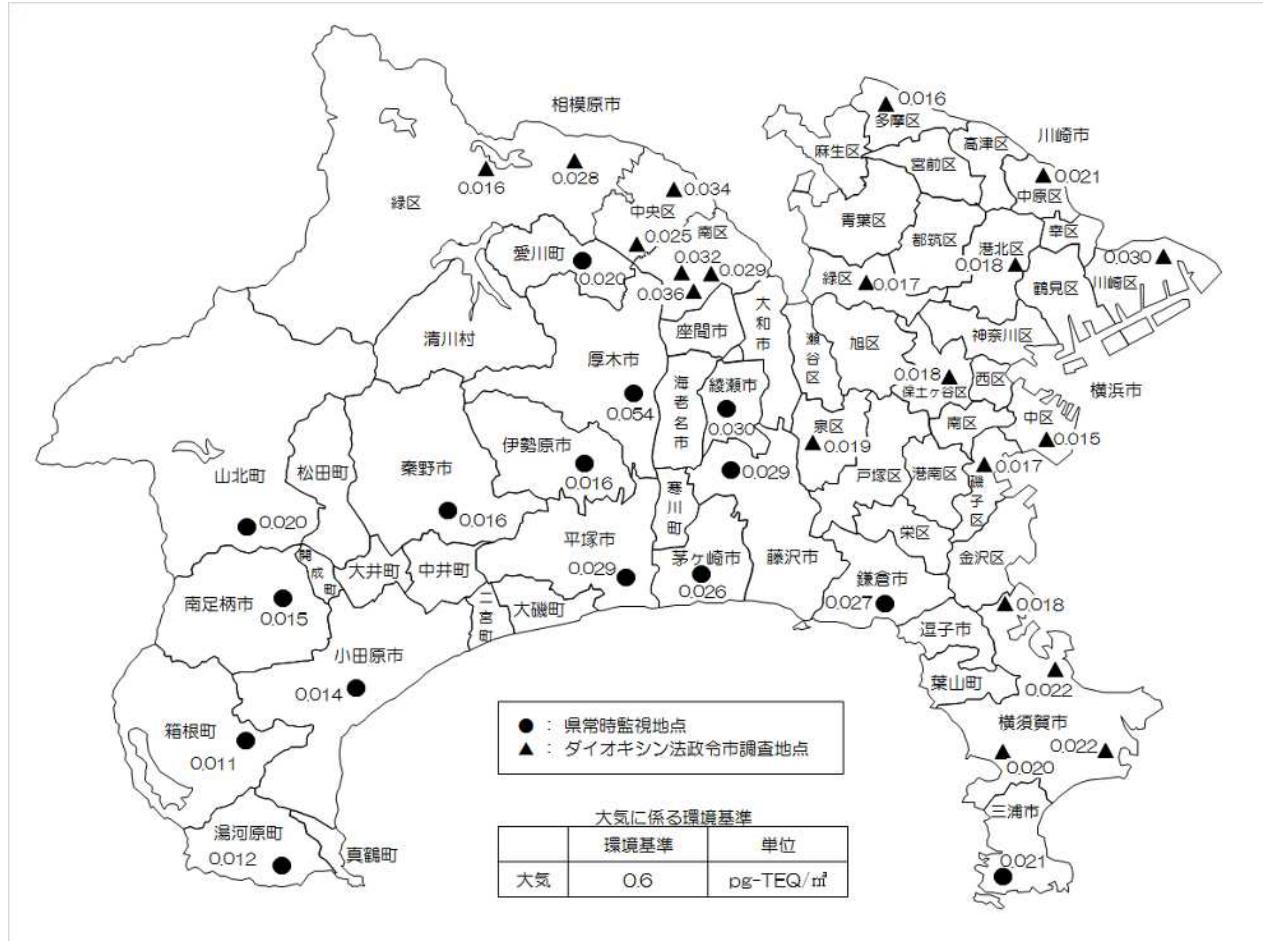
* 平成元~11年度はCo-PCBを含みません。

[参考] 過去10年間の調査結果（各数値は調査結果の平均値）

(単位: pg-TEQ/m³)

年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
濃度	0.069	0.045	0.036	0.031	0.030	0.025	0.021	0.018	0.023	0.023

政令市を含めた県内全域での調査結果（平成26年度 年平均値）



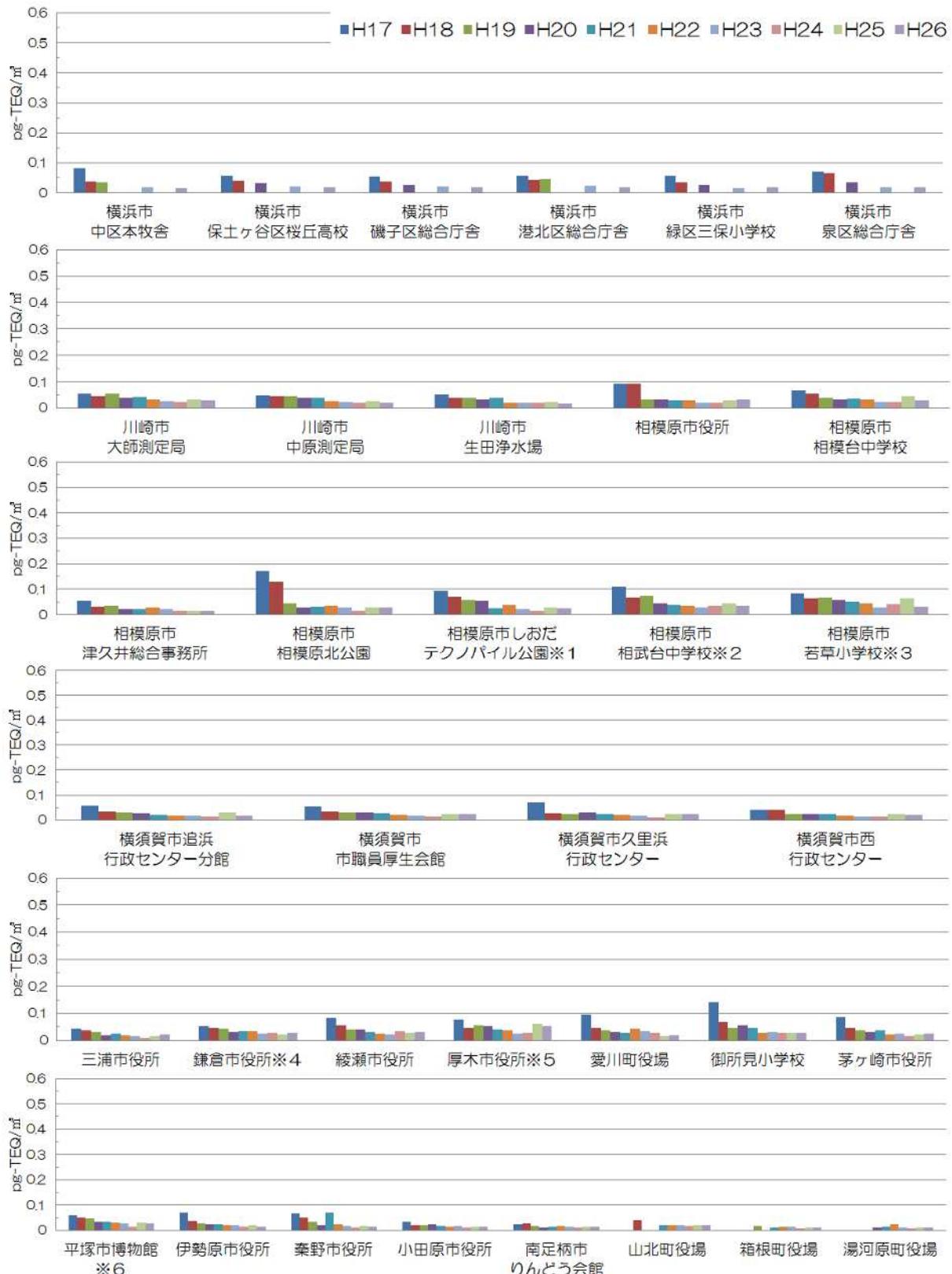
参考資料

政令市以外の市町村が実施した調査結果

実施者	調査地点	年平均
平塚市	1 花水小学校	0.028
	2 大野小学校	0.036
鎌倉市	1 净明寺緑地	0.013
	2 大町広場	0.0098
	3 今泉さわやかセンター	0.013
	4 吉力沢公園	0.016
	5 今泉小学校	0.014
	6 岩瀬中学校	0.016
	7 今泉台七丁目クローバー広場	0.014
藤沢市	1 藤沢市役所	0.024
小田原市	1 小田原市消防本部	0.012
茅ヶ崎市	1 大和田公民館	0.020
大和市	1 桜丘学習センター	0.021

実施者	調査地点	年平均
海老名市	1 柏ヶ谷コミュニティセンター	0.023
	2 大谷コミュニティセンター	0.018
	3 上今泉コミュニティセンター	0.020
	4 社家コミュニティセンター	0.024
	5 下今泉コミュニティセンター	0.021
	6 本郷コミュニティセンター	0.036
座間市	1 消防署北分署	0.030
	2 四ツ谷配水管理所	0.032
	3 東地区文化センター	0.024
南足柄市	1 福沢小学校	0.025
	2 沼田消防団詰所	0.0083
	3 清掃工場	0.028
大磯町	1 赛川町役場	0.058
	1 石神台西公園	0.0069
	2 虫塚スポーツ広場	0.0099
	3 虫塚下田地区	0.0082
箱根町	1 芦之湯フラワーセンター	0.0055
	2 番宿寄木会館	0.032

大気常時監視地点調査結果の経年変化（県及び政令市 平成17～26年度）



(2) 公共用海域水質調査

県が実施した調査結果(県所管域)

公共用海域の水質について、すべての地点で環境基準(年平均で1 pg-TEQ/L)を達成していました。

平成26年度水質調査結果(年1回測定)

(単位: pg-TEQ/L)

		地点数	平均(最低~最高)	環境基準超過地点数	備考
県	河 川	20	0.078 (0.059~0.12)	なし	10月に採取
	海 域	2	0.061 (0.059~0.062)	なし	7月に採取
全国	公 共 用 水 域	1,480	0.18 (0.012~2.1)	21	平成26年度
県の過去の調査結果		544	ND(不検出)~0.97*	平成元~25年度	

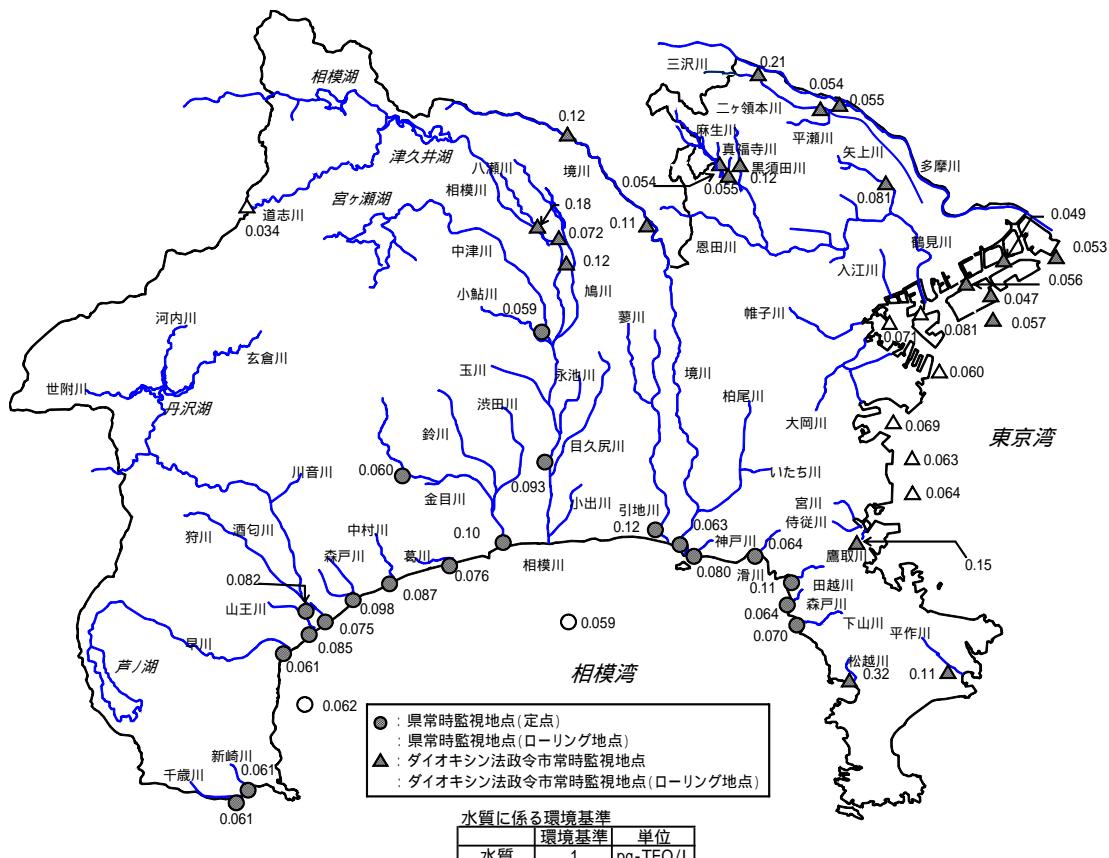
* 平成元~11年度はCo-PCBを含みません。

[参考]過去10年間の調査結果(各数値は調査結果の平均値)

(単位: pg-TEQ/L)

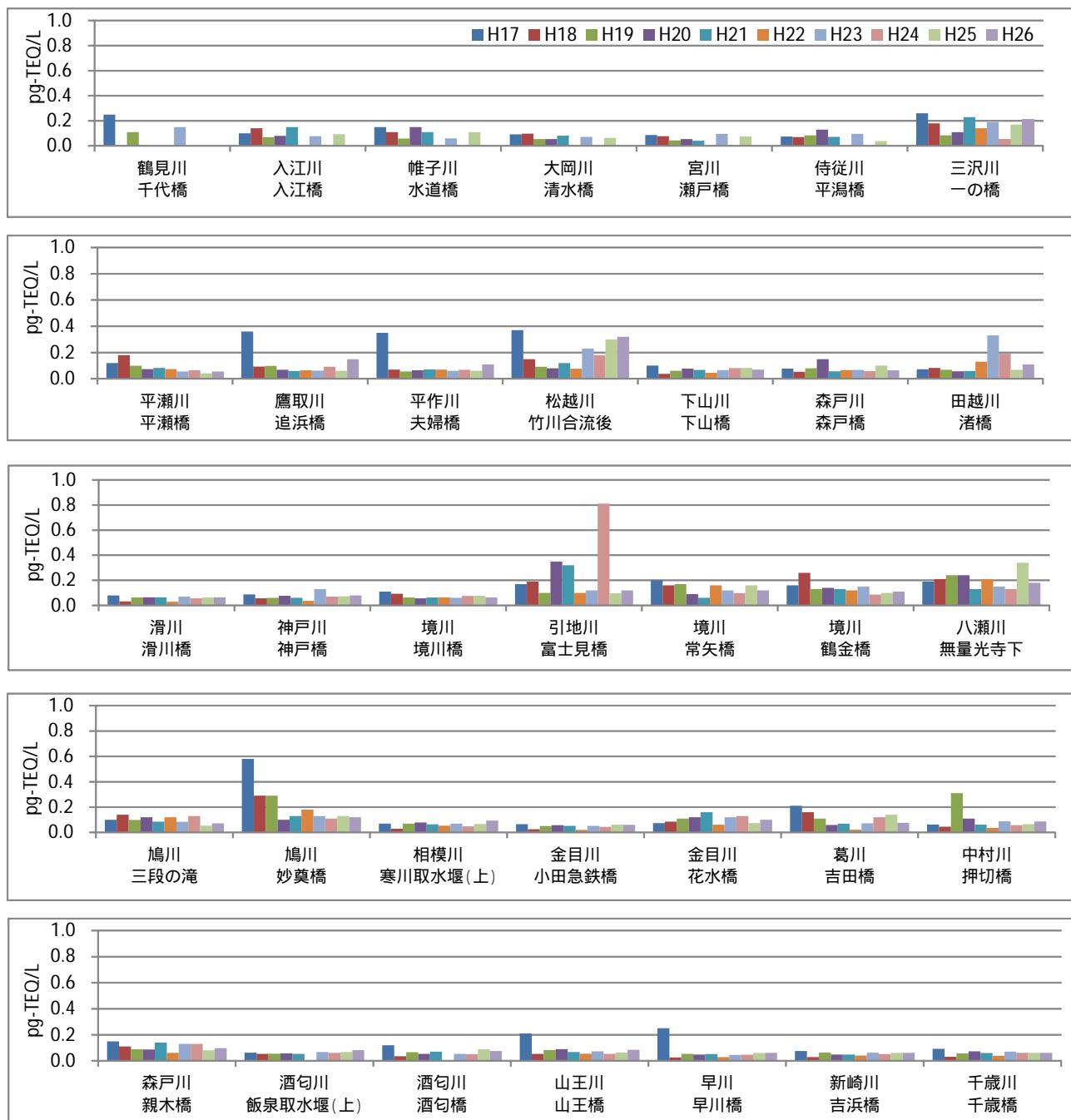
年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
河 川	0.14	0.071	0.081	0.099	0.081	0.050	0.11	0.11	0.076	0.078
湖 沼	0.067	0.16	0.052	0.046		0.016		0.045		
海 域	0.057	0.026	0.052	0.046	0.051		0.044		0.061	0.061

政令市を含めた県内全域での調査結果(平成26年度)



参考資料

河川水質常時監視地点調査結果の経年変化（県及び政令市 平成17～26年度）

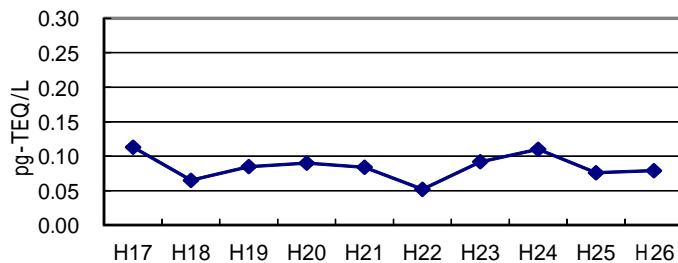


政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位: pg-TEQ/L

実施者	河川名等	調査地点	水質	実施者	河川名等	調査地点	水質
			年平均値				年平均値
藤沢市	1 引地川	富士見橋	0.13	茅ヶ崎市	1 小出川	下町屋橋	0.15
	2	大山橋	0.26		2 千ノ川	古相模橋	0.21
	3 不動川	不動川橋	0.039		3 駒寄川	北陵橋	0.18
	4 小糸川	根下橋	0.044	大和市	1 境川	緑橋	0.038
	5 蓼川	境橋	0.10		1 内川	清掃工場付近	0.047
	6 一色川	稻荷山橋	0.096		2 貝沢川	狩川流入付近	0.049
	7 境川	大道橋	0.051		3 狩川	岩原橋付近	0.045
	8	境川橋	0.058		4 分沢川	小田原市境付近	0.047
	9 柏尾川	川名橋	0.068	綾瀬市	1 蓼川	境橋	0.22
	10 白旗川	陣屋橋	0.046		2 目久尻川	用田橋	0.12
	11 滝川	船玉橋	0.10	寒川町	1 目久尻川	宮山橋	0.34
	12 小出川	追出橋	0.16		2 小出川	大曲橋	0.91
	13 目久尻川	道庵橋	0.054		3 一之宮第2排水路	弥生橋	0.21
	14	久保田橋	0.045				

河川水質中のダイオキシン類濃度の推移（県域常時監視地点（定点）の平均値）



(3) 底質調查

県が実施した調査結果（県所管域）

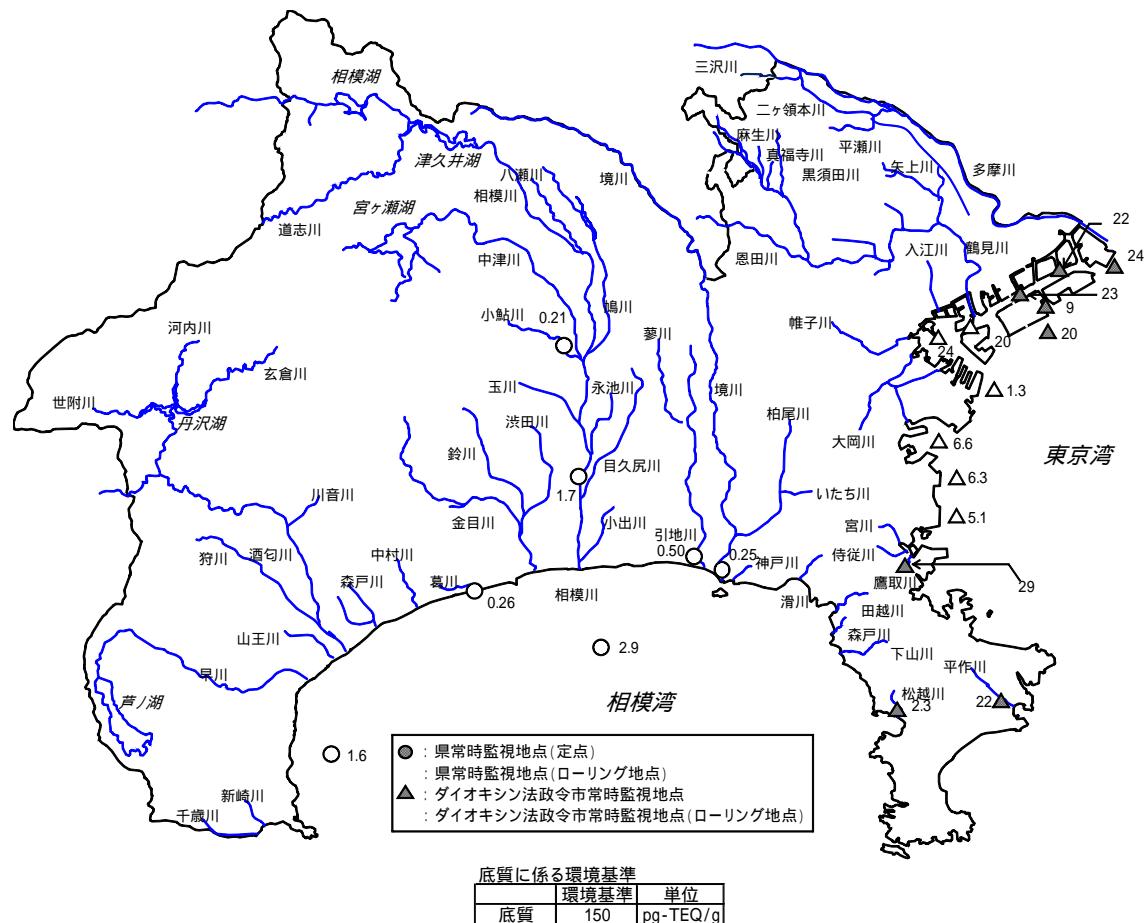
すべての地点で環境基準（150pg-TEQ/g）を達成していました。

平成26年度底質調査結果（年1回測定）

(単位 : pg-TEQ/g)

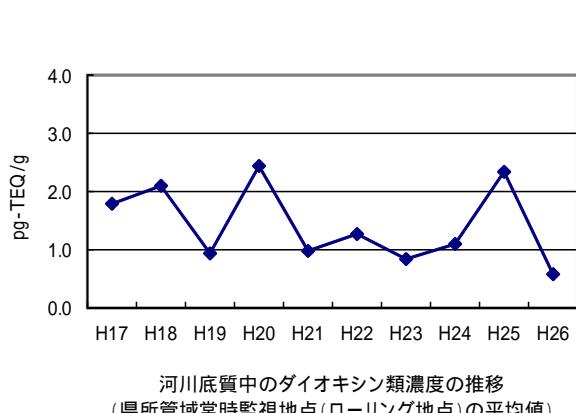
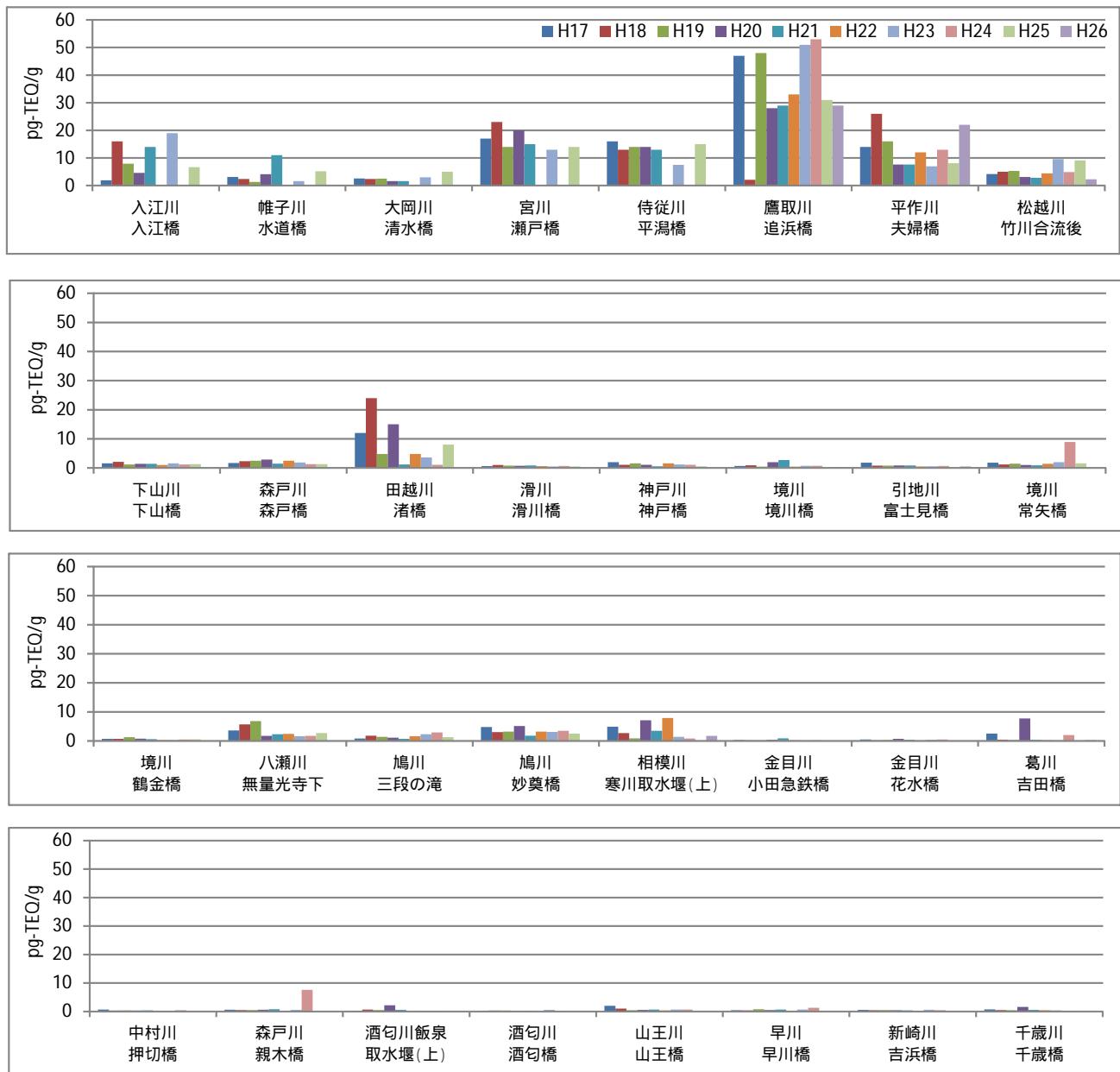
		地点数	平均(最低～最高)	環境基準超過地点数	備考
県	河川	5	0.58(0.21～1.7)	なし	10月に採取
	海域	2	2.3(1.6～2.9)	なし	7月に採取
全国の調査結果		1,197	6.4(0.068～660)	2	平成26年度

政令市を含めた県内全域での調査結果（平成26年度）



参考資料

河川底質常時監視地点調査結果の経年変化（県及び政令市 平成17～26年度）



政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位: pg-TEQ/g

実施者	河川名等	調査地点	底質 年平均値
藤沢市	1	引地川 富士見橋	0.54
	2	大山橋	1.7
	3	大道橋	0.20
	4	境川橋	0.19
	5	川名橋	0.54
大和市	1	境川 鶴瀬橋	0.71
南足柄市	1	内川 清掃工場付近	3.0
	2	貝沢川 狩川流入付近	1.2
	3	狩川 岩原橋付近	0.29
	4	分沢川 小田原市境付近	1.0
寒川町	1	目久尻川 宮山橋	1.1
	2	小出川 大曲橋	0.41
	3	一之宮第2排水路 弥生橋	7.3

(4) 土壤調査

県が実施した調査結果（県所管域）

平成26年度は、県中央部の3地点において実施しました。すべての地点で環境基準(1,000pg-TEQ/g)を達成したほか、ダイオキシン法で追加的な調査が必要とされる基準値(250pg-TEQ/g)も下回りました。

平成26年度土壤調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

	地点数	平均(最低~最高)	環境基準超過地点数	備考
県の常時監視	3	0.74(0.30~1.6)	なし	11月に採取
全国の調査結果	872	2.3(0~100)	なし	平成26年度一般環境及び発生源周辺
県の過去の調査結果	529	0.0016~110*		平成10~25年度**

* 平成10~11年度はCo-PCBを含みません。

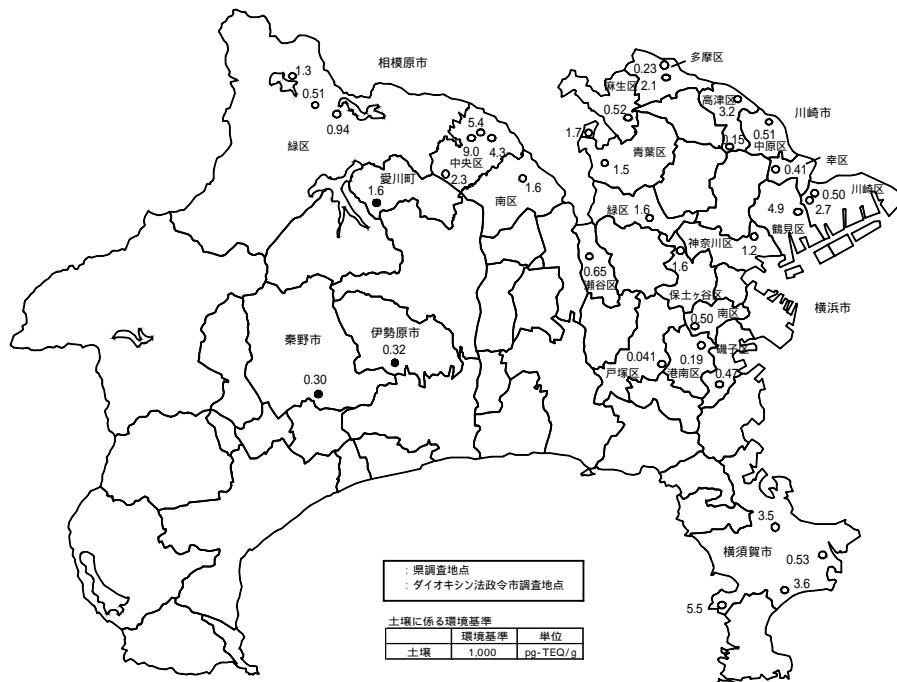
** 平成10~14年度及び平成18年度以降は一般環境把握調査、平成15~17年度は発生源周辺調査を実施しました。

[参考] 過去10年間の調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
調査結果	0.051 ~ 36	0.11 ~ 28	0.071 ~ 18	0.023 ~ 14	0.21 ~ 30	0.0017 ~ 3.2	0.0089 ~ 33	1.1 ~ 39	0.42 ~ 11	0.30 ~ 1.6

政令市を含めた県内全域での調査結果（平成26年度）



参考資料

政令市以外の市町村が実施した調査結果

実施者	地点数	調査結果
鎌倉市	10	<0.0005 ~ <0.0005
茅ヶ崎市	1	4.8
大和市	1	18
海老名市	2	3.3 ~ 14

単位: pg-TEQ/g

実施者	地点数	調査結果
座間市	3	3.2 ~ 16
南足柄市	4	0.91 ~ 40
寒川町	5	0.047 ~ 3.4
大磯町	3	3.8 ~ 19

(5) 地下水調査

県が実施した調査結果（県所管域）

平成26年度は、県中央部の3地点において実施したところ、すべての地点で環境基準(1 pg-TEQ/L)を達成していました。

平成26年度地下水調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

	地点数	平均(最低~最高)	環境基準超過地点数	備考
県の常時監視	3	0.059(0.059~0.059)	なし	11月に採取
全国の調査結果	530	0.050(0.012~1.0)	なし	平成26年度
県の過去の調査結果	194	0.015~2.0*		平成12~25年度

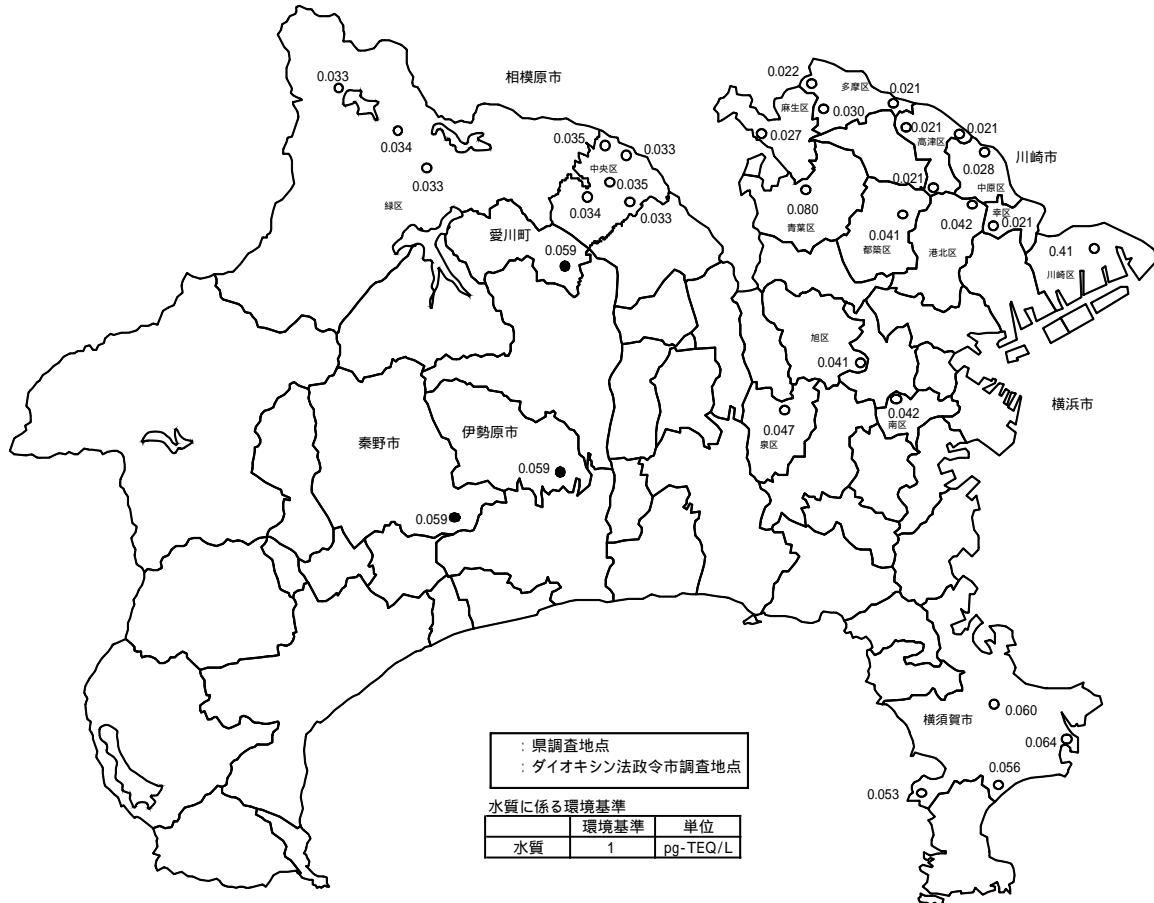
* 平成14年度に相模原市内の地下水1地点で環境基準を超過しました。

[参考] 過去10年間の調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
調査結果	0.017 ~ 0.022	0.022 ~ 0.023	0.015 ~ 0.082	0.015 ~ 0.025	0.046 ~ 0.049	0.037 ~ 0.052	0.045 ~ 0.052	0.029 ~ 0.030	0.059 ~ 0.060	0.059 ~ 0.059

政令市を含めた県内全域での調査結果(平成26年度)



参考資料

政令市以外の市町村が実施した調査結果

実施者	地点数	調査結果
座間市	3	0.053~0.053

単位: pg-TEQ/L

実施者	地点数	調査結果
大磯町	1	0.033

(6) 重点監視調査

平成 12 年度から 16 年度に実施した水質の常時監視調査及び環境実態調査において、環境基準値の 1/2 を超過するダイオキシン類が検出された地点について、平成 18 年度から年間の測定回数を 4 回に増やし、季節変動や汚染の兆候を把握するため、監視調査を実施しています。

平成 26 年度重点監視調査結果

(単位 : 水質 ; pg TEQ/L , 底質 ; pg TEQ/g)

河川名	調査地点	H26				
		春季	夏季	秋季	冬季	年平均
相模川 (目久尻川)	河原橋	水質	0.31	0.49	0.076	0.086
		底質	--	0.80	--	--
相模川 (小出川)	宮の下橋	水質	0.46	0.40	0.15	0.068
		底質	--	3.5	--	--
						3.5

[参考] 過去 10 年間の調査結果

(単位 : 水質 ; pg TEQ/L , 底質 ; pg TEQ/g)

河川名	調査地点	H17 ~ H26									
		H17 年平均	H18 年平均	H19 年平均	H20 年平均	H21 年平均	H22 年平均	H23 年平均	H24 年平均	H25 年平均	H26 年平均
相模川 (目久尻川)	河原橋	水質	--	0.49	0.37	0.39	0.25	0.27	0.39	0.30	0.30
		底質	--	1.0	1.4	1.2	0.96	1.0	1.2	1.5	0.89
相模川 (小出川)	宮の下橋	水質	0.14	0.68	0.41	0.46	0.40	0.33	1.2	0.31	0.39
		底質	3.3	1.9	2.0	5.6	1.7	1.6	2.5	1.6	4.6
											3.5

(7) 今後の環境調査について

県では、ダイオキシン類の環境調査を平成 20 年度までは 3 か年計画で実施しており、平成 15 年度から平成 17 年度まで、平成 18 年度から平成 20 年度までの調査では、環境基準値を超過した地点はありませんでした。

しかし、ダイオキシン類については依然として県民の関心が高いことから、平成 21 年度から新たな測定計画を作成し、平成 27 年度についても環境調査を継続しています。

(8) 水道水の調査について

水道水中に含まれるダイオキシン類の実態調査を行っています。水道水には、目標値(暫定)として 1 pg-TEQ/L が定められています。原水(浄水場できれいにする前の河川水)、浄水(水道水として浄水場から送り出す水)の調査結果は、共に目標値(暫定)を満足していました。特に浄水の調査結果は、目標値(暫定)の 100 分の 1 未満であり、安全性が確認されています。

平成 27 年度も継続して調査を実施しています。



平成 26 年度原水及び浄水調査結果

単位 : pg-TEQ/L

実施者	河川名	調査地点	水質(原水)				水質(浄水)			
			6月	8月	11月	1月	6月	8月	11月	1月
相模川・酒匂川水質協議会	相模川	津久井分水池	-	0.020	-	0.017	-	-	-	-
		社家地點	-	0.093	-	0.051	-	-	-	-
		寒川地點	-	0.12	-	0.031	-	-	-	-
	酒匂川	飯泉地點	-	0.074	-	0.044	-	-	-	-
企業庁	相模川	津久井分水池	0.022	-	0.010	-	-	-	-	-
		寒川地點	0.091	-	0.0086	-	-	-	-	-
		谷ヶ原浄水場	-	-	-	-	0.0010	0.0013	0.00077	0.0014
		寒川浄水場	-	-	-	-	0.0031	0.0044	0.0013	0.0011

注) 相模川・酒匂川水質協議会は、神奈川県企業庁、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び神奈川県内広域水道企業団により構成され、水道水源の水質保全に関する活動を行っています。

第四編 私たちにできること

一人ひとりができる取組



私たちは、今後どのように取り組んでいけばよいのでしょうか。

国や県が情報を公表しても、私たちがその情報に関心を持たなければ環境はよくなっていきません。一人でも多くの方が化学物質に関する情報に関心を持ち、またそれをきっかけに近隣の事業所や行政とコミュニケーションを図り、自分自身の暮らしを見直すことが、地域の環境リスクの低減につながります。

1 関心を持つ

- ◇ 自宅や勤務先の近くに化学物質を扱う工場や処理施設などはないか、地図を見てみる。
- ◇ 製品ラベルにある使い方の注意事項、原材料の表示を読んでみる。
- ◇ コンビニエンスストアなどのお弁当の容器はどう捨てるべきか、素材がなにか考えてみる。

2 調べる

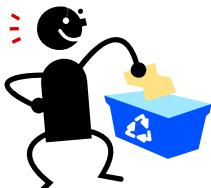
- ◇ TV、新聞、ラジオ、インターネット、環境報告書、工場情報誌、PRTRデータなど、いろいろな情報源で調べてみる。
- ◇ 行政、企業、専門家、NGOなど、いろいろな立場の人の意見を比べてみる。

3 勉強会・対話の場 に参加する

- ◇ 工場見学、おまつり、工場開放日、地域対話、工場主催セミナー、環境報告書を読む会などに参加して、工場の様子を知る。
- ◇ 工場で働く人と話してみる。

4 毎日の生活 を見直す

- ◇ 無駄遣いをせず、必要な分だけ使い、最後まで使い切る。
- ◇ ごみは適切に捨てる。
- ◇ 環境にやさしい製品を選ぶ。（例えば、リサイクル可能な製品、詰め替え用がある製品等。）



参考文献：「化学物質 対話でリスクをへらしていこう」経済産業省

～番外編～ 環境にやさしい製品の見つけ方

環境にやさしい製品を探す一つの方法として、エコマークがついた製品を選ぶという方法があります。

- エコマーク事務局 [公益財団法人日本環境協会] <http://www.ecomark.jp/>

環境への負荷が少ないと認められたものにつけられるエコマークの認定を行っている機関です。

エコマークは、全部で約500種類あります。



以下のホームページでは、エコマークがついた商品を類型ごと、商品名、キーワード等で検索することができます。

[エコマーク検索ページ] <http://www.ecomark.jp/ruikei.html>

エコマークは、商品やサービスの環境に関する特徴を示すマークや表示（環境ラベル）のうちの1つです。環境ラベルは次のように大きく2つに分類されます。



エコマークでは、各商品分野のライフステージごとに「省資源と資源循環」、「地球温暖化の防止」、「有害物質の制限とコントロール」、「生物多様性の保全」の評価項目で環境への影響を総合的に判断して認定基準を策定しています。この認定基準にクリアしたものだけにエコマークはつけられます。



エコマークなどの環境ラベルを知って、環境にやさしい製品を使いましょう。



参考資料：エコマーク事務局

参考事項

○ もっと知りたいときには

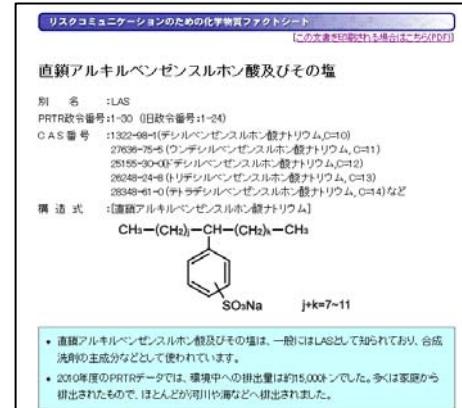
1 関連情報のリンク集

(1) 化学物質に関する情報

● 化学物質ファクトシート 2012 年度版 [環境省]

専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく整理して、専門家以外の方にも理解できるようにまとめたものです。インターネット上で見ることができるほか、冊子版もあります。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>



● かんたん化学物質ガイドシリーズ [環境省]

「かんたん化学物質ガイド」シリーズは、わたしたちの毎日の暮らしに役立っている化学物質と環境リスクについて、楽しく学べるパンフレットです。

◇ これまでに発行されたパンフレット

- ・わたしたちの生活と化学物質
- ・乗り物と化学物質
- ・洗剤と化学物質
- ・殺虫剤と化学物質
- ・塗料・接着剤と化学物質



◇ ホームページ

各パンフレットの PDF 版をダウンロードできるほか、冊子版の申し込み先や E-ラーニング版も載っています。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

● 化学物質安全情報提供システム (kis-net) [神奈川県]

法律や条例などの規制がある物質について、化学物質を取り扱っている事業所において管理を適切に行うために必要な物性、毒性等の基礎的な情報を提供しています。4000 種以上の化学物質の情報が登録されていて、事業者の方以外にも幅広く利用されています。内容はやや専門的になっています。

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/index.htm>

● 化学物質データベース (WebKis-Plus) [国立研究開発法人 国立環境研究所]

化学物質安全情報提供システム (kis-net : 神奈川県) などの化学物質データベースに、いくつかのファイルを追加して作成した化学物質データベースです。

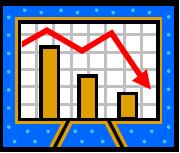
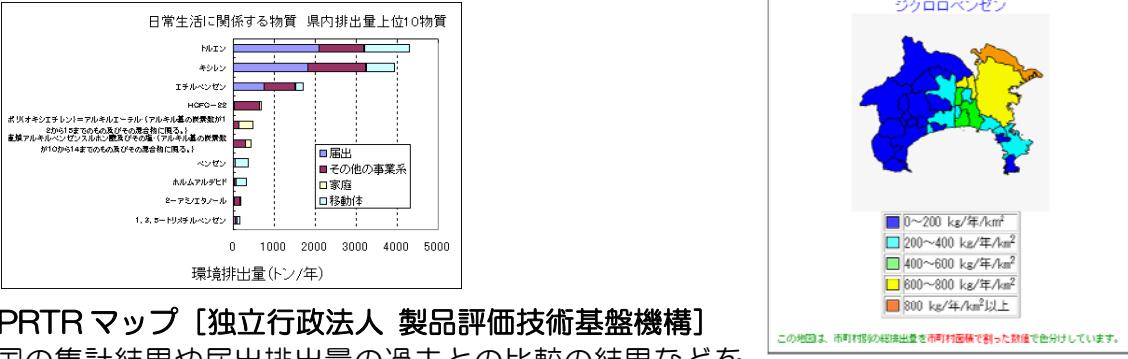
<http://w-chemdb.nies.go.jp/>

● 化学物質総合情報提供システム (CHRIIP) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構]

化学物質の安全管理の一環として構築しているデータベースです。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

(2) PRTR データ

- 集計結果の概要 (PRTR インフォメーション広場) [環境省]
国が行った集計結果の概要を公表しています。
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/gaiyo.html>
- グラフでデータを見る (PRTR インフォメーション広場) [環境省]
PRTR 制度によって得られたデータを集計し、表やグラフで公表するサイトです。ホームページ上でグラフや地図を表示することができます。
<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>
- PRTR データを読み解くための市民ガイドブック
化学物質による環境リスクを減らすために
～平成 24 年度集計結果から～ [環境省]
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html>
- 平成 25 年度神奈川県の PRTR データの概要 [神奈川県]
国が行った集計結果から、神奈川県の分を取りまとめ公表しています。
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p896703.html>
- かながわ PRTR 情報室 [神奈川県]
県の環境科学センターでは、国が推計した神奈川県の届出外排出量を、「日常生活に関係する物質」などの区分ごとに市町村別の推計を行って、届出外排出量を含めた市町村別の PRTR データを公表しています。また、排出量をグラフや地図で表示することができます。
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/>
- PRTR マップ [独立行政法人 製品評価技術基盤機構]
国の集計結果や届出排出量の過去との比較の結果などを公表しているほか、PRTR データから推定した大気中濃度や発生源分布を地図上で表示することができます。
<http://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>
- 使いやすい PRTR 情報 [エコケミストリー研究会]
国が推計した都道府県別の届出外排出量を独自に市町村別に推計しているほか、化学物質の毒性を考慮した排出量データの提供を行っています。
<http://www.ecochemi.jp/PRTR.html>
- PRTR 検索 [NPO 法人 有害化学物質削減ネットワーク]
個別事業所の届出データを調べることができます。
<http://toxwatch.net/>



(3) ダイオキシン類に関する情報

- **ダイオキシン類対策のページ [神奈川県]**

ダイオキシン類についてのこれまでの環境調査の結果やパンフレット、ダイオキシン法に基づく自主測定結果などを掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7004/index.html>

- **食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査報告 [厚生労働省]**

厚生労働省では標準的な食事から摂取されるダイオキシン類の調査を実施し、結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dioxin/>

- **ダイオキシン類対策 [環境省]**

国及び全国の地方公共団体が実施したダイオキシン類の環境調査の結果を公表しているほか、ダイオキシン法やその他関連法令、ダイオキシン類受注資格審査についてなど情報を提供しています。

<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/index.html>

- **ダイオキシン法政令市の情報**

政令市のダイオキシン類についてのこれまでの環境調査（大気、水質、底質及び土壤）の結果等を公表しています。

[横浜市]

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/kagaku/dioxyhormon.html>

[川崎市]

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-4-0-0-0-0-0-0.html>

[相模原市]

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/jyokyo/002395.html>

[横須賀市]

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4120/k-kanshi/04/h26-1.html>

2 「かながわ環境出前講座」について

県では、化学物質問題をはじめとする環境問題と、それに対する県の取組や施策などを広く県民のみなさんに紹介し、環境問題への理解と関心を深めていただくとともに、一人一人の行動に結びつくよう、「かながわ環境出前講座」を実施しています。

県内在住の方を含む5名以上のグループであれば、職員が出向いてお話しします。

かながわ環境出前講座

● 講座の内容

県の環境の現状とそれに対する取組のような総合的な話から、「化学物質」はもちろん、「地球環境」や「廃棄物・リサイクル」についての講座もあります。また、メニューにないテーマについても、お気軽に御相談ください。

※ メニューは、ホームページに掲載しています。

● 日時及び場所

・ 日時：原則として平日の9時から20時までのうち、1～2時間程度です。

※ 土・日・祝日の場合も御相談に応じます。

・ 場所：原則として県内であればどこでも可能です。

※ 県の施設で行う講座もあります。

● 費用

無料です。ただし、会場費用などの諸費用については受講者側の負担となります。

● 申し込み方法

事前にお電話で、希望する講座、日時、場所などについて御相談の上、申込票を次の申込先へ、電子申請・届出サービス、郵送またはファクシミリにてお送りください。

【申込み・問い合わせ先】

神奈川県環境農政局総務室

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：045-210-4023

FAX：045-210-8844



【ホームページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7371/>

地域のみなさんで化学物質対策に取り組もうとするときには、このパンフレットや環境出前講座を、是非活用してください。

■ 県の窓口

全般について／大気水質課
廃棄物について／資源循環推進課
測定分析の技術について／環境科学センター

☎(045) 210-4107
☎(045) 210-4156
☎(0463) 24-3311

各種許認可について／

横須賀三浦地域県政総合センター環境部
県央地域県政総合センター環境部
湘南地域県政総合センター環境部
県西地域県政総合センター環境部

☎(046) 823-0210
☎(046) 224-1111
☎(0463) 22-2711
☎(0465) 32-8000

■ 市町村の窓口

横 浜 市 環境創造局環境保全部環境管理課
川 崎 市 環境局環境対策部企画指導課
相 模 原 市 環境経済局環境共生部環境保全課
津久井地域環境課
横 須 賀 市 環境政策部環境管理課
平 塚 市 環境部環境保全課
鎌 倉 市 環境部環境保全課
藤 沢 市 環境部環境保全課
小 田 原 市 環境部環境保護課
茅ヶ崎市 環境部環境保全課

☎(045) 671-2487
☎(044) 200-2533
☎(042) 769-8241
☎(042) 780-1404
☎(046) 822-8329
☎(0463) 23-1111
☎(0467) 61-3443
☎(0466) 25-1111
☎(0465) 33-1483
☎(0467) 82-1111

逗 子 市 市民協働部生活安全課
三 浦 市 都市環境部環境課
秦 野 市 環境産業部環境保全課
厚 木 市 環境農政部生活環境課
大 和 市 環境農政部生活環境保全課
伊 勢 原 市 経済環境部環境対策課
海 老 名 市 経済環境部環境みどり課
座 間 市 環境経済部環境政策課
南 足 柄 市 環境経済部環境課
綾 濑 市 環境経済部環境政策課
葉 山 町 環境部環境課
塞 川 町 環境経済部環境課
大 磯 町 産業環境部環境課
二 宮 町 町民生活部生活環境課
中 井 町 環境経済課
大 井 町 生活環境課
松 田 町 環境上下水道課
山 北 町 環境農林課
開 成 町 町民サービス部環境防災課
箱 根 町 環境整備部環境課
真 鶴 町 町民生活課
湯 河 原 町 まちづくり部環境課
愛 川 町 環境経済部環境課
清 川 村 税務住民課

☎(046) 873-1111
☎(046) 882-1111
☎(0463) 82-5111
☎(046) 225-2752
☎(046) 260-5106
☎(0463) 94-4711
☎(046) 235-4913
☎(046) 252-8214
☎(0465) 74-2111
☎(0467) 77-1111
☎(046) 876-1111
☎(0467) 74-1111
☎(0463) 72-4438
☎(0463) 71-3311
☎(0465) 81-1115
☎(0465) 85-5010
☎(0465) 83-1227
☎(0465) 75-3654
☎(0465) 84-0314
☎(0460) 85-9565
☎(0465) 68-1131
☎(0465) 63-2111
☎(046) 285-2111
☎(046) 288-3849



皆様からの御意見・御感想をお待ちしています！

今後とも、皆様からの御意見等を反映し、より分かりやすいパンフレットを作っていくたいと考えておりますので、御意見、御感想、また、御質問などがございましたら、ぜひお聞かせください。お手数ですが、ファクシミリまたはインターネットで次のあて先までお送りください。

送り先（大気水質課調整グループ）



ファクシミリ：045 - 210 - 8846



インターネット：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515/>

※ このページから、「問い合わせフォーム」でお送りください。



神奈川県

環境農政局環境部大気水質課 横浜市中区日本大通1 〒231-8588
電話 (045)210-4107 (直通) FAX (045)210-8846